

令和 2 年 度

八代市議会建設環境委員会記録

審 査 ・ 調 査 案 件

- | | |
|---|-----|
| 1. 議案第 9 8 号・令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）外 2 件…… | 2 |
| 1. その他…… | 3 7 |
-

令和 2 年 9 月 2 8 日（月曜日）

建設環境委員会会議録

令和2年9月28日 月曜日

午前10時00分開議

午後 3時12分開議（実時間218分）

理事兼住宅課長	下 村 孝 志 君
建設政策課長	竹 原 彰 吾 君
都市整備課長	一 美 晋 策 君
土木課長	小 原 聖 児 君
下水道総務課長	奥 村 勝 己 君
下水道総務課主幹兼 水洗化促進係長	上 村 和 寛 君

○本日の会議に付した案件

1. 議案第98号・令和元年度八代市一般会計
歳入歳出決算（関係分）
1. 議案第103号・令和元年度八代市農業集
落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算
1. 議案第104号・令和元年度八代市浄化槽
市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算
1. その他

○本日の会議に出席した者

委員長	増 田 一 喜 君
副委員長	北 園 武 広 君
委員	大 倉 裕 一 君
委員	庄 野 末 藏 君
委員	高 山 正 夫 君
委員	橋 本 隆 一 君
委員	福 嶋 安 徳 君

※欠席委員 君

○委員外議員出席者中発言の許可を得た者

君

○説明員等委員（議）員外出席者

市民環境部長	桑 原 真 澄 君
市民環境部次長	谷 脇 信 博 君
環境センター管理課長	稲 本 健 一 君
理事兼環境課長	武 宮 学 君
環境課長補佐兼 環境施設整備推進室長	藤 澤 智 博 君
建設部長	潮 崎 勝 君
建設部次長	西 竜 一 君

○記録担当書記 勇 正 一 君

（午前10時00分 開会）

○委員長（増田一喜君） おはようございます。
（「おはようございます」と呼ぶ者あり）

定刻となり、定足数に達しておりますので、
ただいまから建設環境委員会を開会いたします。

本日は、本委員会に付託されました決算議案
につきまして、閉会中審査を行うことといたし
ております。

審査に入ります前に、まず、決算審査の進め
方について御説明いたします。

まず、審査方法についてですが、これは9月
15日の本委員会でも報告いたしました。ま
ず、一般会計決算の歳出及び各特別会計決算の
歳出の審査については、令和元年度における主
要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金
の運用状況に関する調書に基づいて、また、各
特別会計の歳入の審査については、令和元年度
八代市特別会計歳入歳出決算書に基づいて説明
を聴取し、監査委員からの審査意見書も含めた
ところで質疑を行うことといたしております。

また、審査の流れといたしましては、それぞ
れの決算ごとに質疑、討論、採決を行う予定と
しております。

そのほかの審査方法については、お手元に配
付しておりますような方法で進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

次に、審査の日程についてですが、事前に配
付の日程表のとおり、審査の進行によっては、

予定している審査項目を今週１０月２日金曜日の予備日に繰り越すことも考えられます。

以上、本委員会の審査がスムーズに進みますよう、委員の皆様方の御協力をお願いいたします。

◎議案第９８号・令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算（関係分）

○委員長（増田一喜君） それでは、本委員会に付託されております決算議案３件の審査に入ります。

まず、議案第９８号・令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分を議題とし、執行部より説明を求めます。

それでは、第４款・衛生費中、市民環境部関係分について、市民環境部から説明願います。

○市民環境部長（桑原真澄君） 皆様、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の桑原でございます。よろしく申し上げます。総括については、座らせていただいておりますでしょうか。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○市民環境部長（桑原真澄君） ありがとうございます。

令和元年度一般会計決算審査に当たり、市民環境部が所管いたします主な施策につきまして、総括をさせていただきます。なお、各事業の決算についてはこの後、谷脇次長に説明をいたさせます。

それでは、総括の内容でございますが、まず、歳出決算の概要について、次に、施策の概要として環境保全関連、環境施設関連、環境センター関連、廃棄物処理関連の５点について総括いたします。

まず１点目、歳出決算の概要についてでございますが、令和元年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その１の１１ページをお願いをした

いと存じます。よろしいでしょうか。

上段、イ、目的別の款４・衛生費について御説明いたします。なお、衛生費欄には健康福祉部所管分、建設部所管分と市民環境部所管分を含めた決算額が記載されております。

衛生費の予算現額は３６億７７５１万円、支出済額が３４億７２７４万円となっております。予算の執行率は９４．４％、歳出総額に対する構成比は５．６％でございます。また、前年度決算額が１００億５００４万１０００円でありましたので、前年度比較では６５億７７３０万１０００円、６５．４％の減となっております。これは、環境センターの建設が完了したためでございます。

次に、２点目、環境保全関連でございます。環境基本法という典型７公害と言われます事象の中で、市の自治事務であります騒音、振動、悪臭対策を実施したほか、市内各事業所等と締結しております環境保全協定などを運用し、良好な生活環境が保全されるよう公害規制や指導事務などを継続的に実施しております。

九州新幹線の騒音・振動につきましては、市内１０か所で調査を実施しましたところ、環境基準の超過が、引き続き確認されましたことから、昨年１０月４日に結果を公表しますとともに、１０月１７日には、福岡市にございます鉄道・運輸機構の九州新幹線建設局及びＪＲ九州本社を訪問しまして、環境基準の達成等について要望を行っております。

そのほか、地球温暖化対策の一環として、平成２１年度から取り組んでいる市民の個人住宅に対する太陽光発電システム設置補助につきまして、平成２９年度からは、蓄電池に対する補助を追加し、再生可能エネルギーの普及とともに、その利用促進を図ってきたところでございます。

次に、３点目、環境施設関連でございます。令和元年度時点で運用している施設は、斎場、

環境センター、し尿処理施設、浄化槽汚泥処理施設でございます。

斎場は、昭和55年の供用開始から39年が経過しており、老朽化が進んでおりますことから、炉の修繕等を計画的に行い、施設の延命化に努めております。

し尿処理施設は、昭和35年の供用開始から59年が経過しており、最も老朽化が進んだ施設でございますので、計画的に修繕や改修を行い、適切な維持管理に努めてまいります。

浄化槽汚泥処理施設は、平成18年の供用開始で13年が経過しております。今後も、当該施設に搬入される浄化槽汚泥を適正に処理するとともに、処理能力が低下しないよう適切な施設管理を進めてまいります。

これらの環境施設につきましては、老朽化が進む一方で、市民生活に不可欠な施設でありますことから、し尿処理施設などの新施設の早期整備に向けた検討を進めてまいります。

次に、4点目、環境センター関連でございます。八代市環境センターエコエイトやつしろは、平成30年10月の本格稼働後、約2年が経過しようとしておりますが、これまで大きな故障はなく、安定したごみ処理ができていた状況でございます。

また、同施設につきましては、環境学習の拠点として位置づけておりまして、昨年度は約3000人の方々に来館いただき、ごみの減量化などの環境学習や施設見学を実施いたしました。さらに、昨年10月には、エコエイトやつしろの認知度向上などを目的に、エコエイト環境フェスタを開催しましたところ、予想を超える約2000人の来場があったところでございます。現在は、新型コロナウイルス感染症の影響などにより、施設見学については中止しているところでございますが、今後も引き続き施設を活用しながら、ごみの減量化をはじめ、行動目標としておりますエコエイト行動に関する周知・啓

発を図ってまいります。

最後に、5点目、廃棄物処理関連でございます。先日の当委員会でも御説明いたしましたが、千丁支所管内の一般廃棄物収集運搬業務委託契約に関する2つの裁判のうち、最高裁判所への上告申立て事件につきましては、上告不受理が決定して、本件は終結をいたしております。残る1件の裁判については、現在も熊本地方裁判所において審理中でございます。

このほか、産業廃棄物最終処分場周辺の水質調査や不法投棄防止のためのパトロールなどを継続して実施しており、市民の生活環境保全に関する業務を行っております。

以上で説明を終わりますが、市民環境部が所管いたします環境分野への施策につきましては、環境課、循環社会推進課、環境センター管理課の3課が相互に連携を図り、市民の皆様の毎日の生活と大きな関わりを持っている業務であることをしっかりと認識し、さらなる本市の環境行政の推進に努めてまいります。

以上、一般会計決算の総括とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○市民環境部次長（谷脇信博君） おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）市民環境部の谷脇でございます。本日はよろしくお願いいたします。それでは、着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 令和元年度における主要な施策の成果に関する調書及び土地開発基金の運用状況に関する調書その1及び一般会計歳入歳出決算書を用いまして、市民環境部所管の衛生費に関しまして、御説明いたします。

主要な施策の成果に関する調書の説明は、まず、票中の左上にあります事務事業名を申し上げます。そして、事業の概要、決算額、特定財源及び不用額並びに今後の方向性の順で、順次

説明を行います。

最後に、主要施策に記載のない事業の主な不要額や流用額の説明を、決算書で行います。

それでは、主要な施策の成果に関する調書の68ページをお開きください。

下段の斎場施設整備事業でございます。この事業は、松崎町にあります八代市斎場の施設整備に関する事業でございます。昭和55年の供用開始から39年が経過しており、施設の老朽化が進んでおりますことから、平成27年度に策定しました八代市斎場延命化構想に基づき、定期的な改修を行い、安定的な施設の運転維持に努めております。

決算額は2471万3000円で、火葬炉設備等修繕1830万4000円、排煙出口耐火板等修繕126万5000円、屋外タンク設置工事129万8000円などが主なものでございます。なお、その特定財源として、市有施設整備基金2332万5000円を充当しております。また、不用額1029万1000円が発生しておりますが、これは、火葬炉設備等修繕におきまして、火葬炉の燃焼系統であるジェットファン及び空気燃焼ブローを更新するに当たり、当初は、当該設備と結節する配管全てを更新する予定でありましたが、発注前に、使用可能な配管は交換しないなど、施工内容を精査したことによるコスト削減が、その主な理由でございます。

今後の方向性でございますが、斎場延命化構想に基づき、継続的に改修していく必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

次に69ページをお願いします。

下段の狂犬病予防対策事業でございます。この事業は、犬の登録や狂犬病の予防注射済票の交付及び狂犬病予防の集合注射などを市内各所の会場にて行うものでございます。

決算額は382万2000円で、内容は臨時

職員賃金、社会保険料127万4000円、八代市や八代郡の獣医師会に犬の登録事務や予防注射済票の交付事務を委託する事務代行委託84万4000円が主なものでございます。なお、その他特定財源368万8000円は、犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料や再交付手数料及び獣医師会集合注射事務委託金でございます。

今後の方向性でございますが、引き続き接種率の向上を図り、狂犬病の発生防止に努めていく必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

飛びまして、71ページをお願いします。

上段の小型合併処理浄化槽設置整備事業でございます。この事業は、建設部が所管する事業でございますが、衛生費に属しておりますので、私のほうから説明をさせていただきます。

この事業は、生活排水による水質汚濁を防止するため、公共下水道事業や農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業などの事業区域以外の区域において、合併処理浄化槽を個人で設置する市民に対し補助を行うものでございます。

決算額は5628万3000円で、5人槽から10人槽までの計151基分に対する補助金5485万円が主なものでございます。なお、特定財源としまして、国庫支出金1634万8000円、県支出金1374万6000円を充当しております。

今後の方向性でございますが、個人による合併処理浄化槽設置を後押しする本事業は、人口が集中する区域以外では、経済的かつ効率的な支援策でございますので、今後も引き続き推進していく必要があります。現行どおり市による実施といたしております。

下段の環境保全対策事業でございます。この事業は、主に、公害発生源に対します調査としまして、工場排水や悪臭、騒音・振動等の調査

を実施するものでございます。

決算額は354万2000円で、九州新幹線鉄道騒音・振動調査業務委託154万5000円、自動車騒音常時監視業務委託79万2000円などが主なものでございます。特定財源の国県支出金23万6000円は、県からの権限委譲事務市町村交付金でございます。不用額72万1000円は、業務委託の入札残などが主なものでございます。

今後の方向性でございますが、市に権限が付与された公害規制業務を中心に、定期的・継続的に調査等を実施し、公害の未然防止や環境負荷の低減を図っていくことが必要なことから、現行どおり市による実施といたしております。

右側、72ページをお願いします。

下段のごみ減量化対策事業でございます。この事業は、家庭や事業所から排出されるごみの減量化に向けた啓発活動を行うことにより、再資源化と燃えるごみの低減を図るものでございます。

決算額は341万7000円で、環境学習講師派遣の謝礼20万1000円、ごみ減量啓発用チラシの印刷製本費152万8000円、生ごみ堆肥化容器設置助成金92万4000円が主なものでございます。不用額130万3000円は、生ごみ堆肥化容器設置助成金の執行残が主なものでございます。

今後の方向性でございますが、エコエイトやつしろを情報発信の拠点として、新たな環境の行動目標でありますエコエイト行動の周知・啓発を図って、循環型社会の推進に取り組んでまいりますことから、現行どおり市による実施といたしております。

続きまして、73ページをお願いします。

下段の最終処分場整備事業でございます。この事業は、資源物として排出されたガラス・陶磁器類の今後の処分方法について検討を行うものでございます。

決算額は26万4000円で、視察等の旅費が主なものでございます。不用額605万2000円のうち600万円は、最終処分場の施設規模及び埋立て容量並びに候補地選定に関する業務委託を行う予定でございましたが、内部で検討を進める中で、市民や関係する事業者の方々の意見を踏まえながら、その必要性や諸条件などの整理・検討することが先決であるとの判断から、当該予算を執行しなかったことが主な理由でございます。

今後の方向性でございますが、第5次ごみ問題等対策検討会における最終処分場の必要性や建設条件などの提言を踏まえ、施設整備に向けた検討を進めていくことが必要でありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

続きまして、右側、74ページでございます。

上段の環境センター建設事業（繰越分）でございます。この事業は、新たな一般廃棄物処理施設として八代市環境センター建設に伴う調査業務委託の繰越分でございます。

決算額は716万2000円で、委託料として繰越分の環境影響評価事後調査業務委託でございます。これは、熊本地震の影響で工期を延長しましたことに伴い、環境影響評価事後調査もずれ込み、令和元年9月まで調査がかかったことが理由でございます。

今後の方向性については完了としており、環境センター建設事業の工事及びそれに伴う調査について、全て完了いたしました。

同じく下段のごみ処理施設管理運営事業（環境センター）でございます。この事業は、平成30年7月から市内全域で発生します一般廃棄物を環境センターで受け入れ、適正な処理、処分を実施するものでございます。また、ごみ焼却関連施設や資源化関連施設などの適正な維持管理を実施しながら、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るものでございます。

決算額は５億３４４１万円で、エネルギー回収推進施設運営委託１億７３２５万円、マテリアルリサイクル推進施設運営委託１億７４５２万２０００円、残渣運搬委託２５４１万７０００円、残渣再資源化委託１億２０５８万１０００円、資源物処理業務委託１６５７万５０００円などが主なものでございます。その他特定財源３億７１４７万９０００円は、環境センター建設使用料４７９万２０００円、搬入ごみ処理手数料１億４２５７万１０００円、有料指定袋処理手数料２億２３２９万円１０００円が主なものでございます。不用額３５４４万６０００円は、ごみ質や焼却施設の運用が適切に効率よく行われたことによるエネルギー回収推進施設の運営委託料の執行残１５２０万５０００円と、脱臭装置の状態を確認し、活性炭の交換を見送ったことによるマテリアルリサイクル推進施設の運営委託料の執行残６３４万７０００円などが主なものでございます。

今後の方向性でございますが、市内から排出される一般廃棄物の適正処理を行い、安全かつ安定した施設運営に努め、今後も環境への負荷低減及び経費の軽減を図る必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

次に、７５ページをお願いします。

下段のごみ収集管理事業でございます。この事業は、各家庭から排出される一般廃棄物を、ステーション方式の収集体制を採用することにより、計画的かつ効率的に収集するものでございます。

決算額は３億２２５４万６０００円で、有料指定袋作製の印刷製本費５４９８万６０００円、販売手数料１１７２万８０００円、販売代金収納業務の事務代行手数料１７３９万８０００円、本庁・各支所管内の収集業務委託計６件を合わせまして２億２７３２万５０００円が主なものでございます。なお、その特定財源１２３万１

０００円は、一般廃棄物処理業等許可手数料でございます。

今後の方向性でございますが、ステーション方式の集積所における不適正排出者に対する対策が必要であり、さらなる啓発の実施と監視カメラの導入について検討する必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

右側、７６ページ下段の分別収集事業でございます。この事業は、各家庭から排出された資源ごみを、ステーション方式で収集し、一般廃棄物の焼却量の削減及びリサイクル率を向上させることにより循環型社会の形成を図るものでございます。

決算額は１億９１５５万１０００円で、本庁管内の資源物収集運搬業務委託１億６０３３万５０００円、鏡支所管内の資源物収集運搬業務委託２１０５万９０００円が主なものでございます。その他特定財源２６９４万６０００円は、再資源化物の販売代金納付金２６９４万５０００円が主なものでございます。

今後の方向性でございますが、ごみ収集管理事業と同じく、ステーション方式の集積所における不適正排出者に対する対策が必要であり、さらなる啓発の実施と監視カメラの導入について検討する必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

次に７７ページをお願いします。

下段の一般廃棄物収集運搬業務委託契約訴訟関係事業でございます。この事業は、千丁支所管内一般廃棄物収集運搬業務委託契約に関する訴訟対応でございます。

決算額４３８万６０００円は、平成２８年及び平成３０年の２件の一般廃棄物収集運搬業務許可更新処分取消請求事件が、本市勝訴で結審しましたため、代理人弁護士に支払った成功報酬及び日当、そのほか令和元年９月１２日に、新たに提起されました損害賠償請求事件の着手

金と日当及び事務費預り金でございます。

今後の方向性でございますが、現行どおり市による実施とし、令和元年に最高裁判所に上告されましたが、令和2年6月26日に上告不受理の決定がなされ、終結しました平成27年の地位確認等請求事件に続き、今後は、熊本地裁で審理中の損害賠償請求事件の紛争解決に向けて真摯に対応してまいります。

右側、78ページ、上段のごみ処理施設整備事業でございます。この事業は、市内から発生する一般廃棄物の適正な処理、処分を実施するため、ごみ処理施設や資源化施設の適正な維持管理のための整備・修繕を実施するものでございます。

決算額は1360万7000円で、施設の適切な維持管理に伴う工事及び修繕として、環境センター構内道路表示追加補修118万8000円、マテリアルリサイクル施設推進施設玄関扉改修121万円、環境センター緑地エリア周囲整備116万6000円、自走式チップシュレッター修繕128万7000円などが主なものでございます。

今後の方向性でございますが、今後も継続して必要な修繕を行い、処理能力の維持・保全に努めることが必要でありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

下段のし尿処理施設管理運営事業でございます。この事業は、郡築12番町にございます衛生処理センターに搬入されます生し尿を適正に処理し、円滑な施設管理を行うものでございます。

決算額は4165万9000円で、施設の電気料670万9000円、施設運転管理業務委託2958万2000円が主なものでございます。その他特定財源18万2000円は、一般廃棄物処理事業などの許可手数料でございます。不用額302万7000円は、業務委託の入札残が主なものでございます。

今後の方向性でございますが、施設の老朽化が著しいこと、また公共下水道事業や合併処理浄化槽の普及などでくみ取りし尿は減少傾向にあるものの、今後も永続的に施設で処理する必要がありますことから、現行どおり市による実施といたしております。

次に、79ページをお願いします。

上段の浄化槽汚泥処理施設管理運営事業でございます。この事業は、新港町3丁目にございます浄化槽汚泥処理施設において、本庁管内で発生する浄化槽汚泥を適切に処理し、円滑な施設管理を行うものでございます。

決算額は9926万2000円で、下水道使用料1787万4000円、浄化槽汚泥処理施設運転管理業務委託3267万4000円、脱水汚泥収集運搬・中間処理業務委託3577万5000円などが主なものでございます。不用額が709万7000円生じておりますが、これは、業務委託の入札残及び汚泥の発生量が当初の見込みより少なく、中間処理料が削減できたことが主な理由でございます。

今後の方向性でございますが、浄化槽汚泥処理の必要性が今後も続きますことから、現行どおり市による実施といたしております。

右側、80ページの上段、浄化槽汚泥処理施設整備事業でございます。この事業は、浄化槽汚泥処理施設の維持管理上の安全性を確保し、機器故障による受入れ停止を未然に防ぐため、適正な補修工事等を行うものでございます。

決算額は、脱水機・破碎機他点検整備委託1844万円7000円でございます。不用額141万6000円は入札残でございます。

今後の方向性でございますが、施設の安定稼働を図るため、計画的に施設整備を行っていくことが必要なことから、現行どおり市による実施といたしております。

最後に、流用につきまして、決算書を用いまして説明いたします。決算書のほうをお願いい

たします。なお、流用につきましては、1件10万円以上の流用を行った案件について説明させていただきます。

決算書の118ページ、119ページをお開きください。

款4・衛生費、項1・保健衛生費、目3・斎場管理費の右側備考欄でございます。節11・需用費から節19・負担金補助及び交付金へ116万2000円を流用しております。これは、八代市斎場の火葬炉等の修繕期間が予定より長期化したため、東陽町の組合斎場の利用者数が大幅に増加したことに伴い、必要な相互利用負担金が不足したため流用したものでございます。

続きまして、決算書の122、123ページをお開きください。

款4・衛生費、項2・生活環境費、目5・塵芥処理費の右側備考欄でございます。節11・需用費から節12・役務費へ48万6000円を流用しております。これは有料指定袋の販売枚数が、消費税増税などの影響により、予定を上回り流通し、販売手数料が不足したため流用したものでございます。

そのほかに、節13・委託料から節14・使用料及び賃借料へ33万5000円を流用しております。これは、昨年度初めて実施しました環境フェスタにおきまして、エコエイトやつしろの認知向上を図るため、屋外スペースを活用した催しを行いましたことから、テントや椅子の借上料が必要となりましたため、流用を行ったものでございます。

最後に、節13・委託料から節19・負担金補助及び交付金へ18万1000円を流用しております。これは、水島最終処分場について、熊本県より一般廃棄物最終処分場の廃止確認通知を受けましたことから、電力契約を高圧から低圧引込みに変更する工事の一部を負担する必要が生じたため流用を行ったものです。

以上をもちまして、市民環境部所管の決算に

関する説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありませんか。ありませんか。

○委員（大倉裕一君） まず、最終処分場の整備事業の件でお尋ねをしたいと思います。その前に、部長のほうから総括を述べていただきました。1年間の運営に対してですね、まずはねぎらいの言葉をですね、かけさせていただければというふうに思います。お疲れさまでした。

その中で、最終処分場の整備事業について、対策委員会、第5次ごみ問題等対策検討会から提言が出されてるんですかね。提言を踏まえということですが、現在の状況というのを、もう少し詳しくお知らせいただければというふうに思います。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 大倉委員御質問のごみ問題等対策検討会でございますが、令和2年度から第5次ごみ問題等対策検討会のほうを始めております。一応こちら側のテーマにつきましては、投げかけてはおるんですが、コロナ禍の影響と令和2年7月豪雨がありましたことから、ちょっと今のところ書類によるやり取りのほうに切り替えようかというところで、今、その準備をしている最中でございます。

○委員（大倉裕一君） 最終処分場の必要性とかというのは、まだ提言は出ていないというところでしょうか。そういう理解でいいかどうかをお尋ねしたいと思います。

○市民環境部次長（谷脇信博君） おっしゃるとおり、まだ提言のほうは頂いておりません。

○委員（大倉裕一君） その検討会の中ですが、これまでごみ袋の金額だとか、あと、事業者のごみの排出の方法についてですね、いろいろ一般質問等でも、この委員会でもお話を、質問させていただいておりますが、そういった内容も併せて検討されるということで理解して

よろしいですか。それは別問題ですという扱いになりますか、そこを確認したいと思います。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 今、大倉委員おっしゃられたとおり、その3点、ごみにつきまして、ごみ行政全般につきましての御意見を伺う中で、今おっしゃられた点、それと最終処分場のことについても検討、検討ちょうか、提言頂きたくて、今回第5次の検討会をやっているところでございます。

○委員（大倉裕一君） 実のある検討会になることをですね、望んでおきたいというふうに思います。

引き続き、ようございますか。

ごみ収集管理事業、75ページです。昨年の決算で、平成30年度の決算を審査したときに出された主要な施策の調書のほうにですね、収集車両の検討を行うと、払下げとか、そういったところの方法を含めてということで記入がなされておりますが、その検討の状況はどのような状況になっておりますか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員御質問の車両の件なんですけれども、現契約なんですけれども、一応車両の売払いについて、内部で検討を行いました。ただ、車両についての売払いについてというところでの課題が、車両の価格の設定、それと、どこまでの周知を行うかというところで、なかなか、そこについて課題がありましたので、今回委託につきまして、車両についてが、経費コスト削減というところも兼ねまして、委託の契約については、車両の修繕料、それと、あと車両の燃料費等を委託の中に含めまして、委託を行って、今後車両の売払いについて、再度検討を行っていきたいと思っております。

○委員（大倉裕一君） 改めて後ほど詳しくお話は聞きたいと思うんですけれども、こういった調書にきちっと出された以上はですね、その結果が出た、方向性がある程度出た、一部出な

い、そういったところの状況につきましては、委員会のほうにしっかり説明をお願いしたいというふうに思います。決算だけが委員会ではありませんで、市民の税金を活用していくというところからですね、有効活用とか、効率化とかいうところを議論していく上では、情報提供も必要だと思いますので、よろしくお願ひしたいと思いますが、その点はいかがでしょうか。

○市民環境部次長（谷脇信博君） 車両の売払いも同じでございますが、いろんな案件で御質問いただいとって、検討せなならんのが決まりましたら、随時報告のほうをさせていただきたいと思います。

○委員（大倉裕一君） その点につきましては、はっきり述べていただきましたので、よろしくお願ひをしておきたいというふうに思います。

それから、分別収集の事業、76ページなんですけれども、不適正排出物への違反シールの貼付けでは、対策の改善が見込めないため、さらなる啓発の実施や監視カメラの導入について検討する必要があるということですが、状況的には、各現場立会人が、各町内、いろんな運用は様々ですけれども、いらっしゃると思います。そういう中で、この不適正な排出ということは、立会人が帰られた後に出されているという、そういう把握をされているといいますか、認識でいらっしゃるということでしょうか。どういう御認識かということをお聞きたいと思います。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 委員のおっしゃるとおりなんですけれども、収集自体が、収集立会人さんが立たれる前からとか、それか、立たれた後、収集する時間があります。その間に持ってこられるというところで、かなりうちのほうも苦慮しております。

○委員（大倉裕一君） 担当課の方々の御苦労されている部分というのは理解をしたいというふうに思います。やはり、その現場、現場で、また状況が、お住まいの方々の状況も違うのか

というふうに思います。どうしても、その時間には帰ってくるのが間に合わずとかっていう場合もですね、あろうかと思しますので、やっぱり町内のお住まいの方々の状況を十分考慮していただくことも必要かなと、行政側だけの都合も必要なのかもしれませんが、お住まいの方の都合も考慮した上で、このあたりの対策を取っていただけるようにですね、お願いをしておきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○環境センター管理課長（稲本健一君） 検討させていただきたいと思います。

○委員長（増田一喜君） 聞こえました。

○委員（大倉裕一君） 聞こえました、聞こえました。

検討したいと思いますということなんですけれども、検討という言葉にはいろいろ受止め方があるようですので、あえて答弁は求めません。しっかりそのあたりの事情を、しっかり把握していただいて、トラブルにならないようですね、対策を講じていただければというふうにお願いをしておきたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 調書の中で、し尿処理の問題ですけれども、以前から私たちも、し尿処理施設は見学に行ったことはありますけれども、相当な老朽化の中で作業されているというのが、私らも本当に御苦労だなというふうに思っております。

そういう中に、老朽化施設の、何というか、処理施設の基本構想、それと八代市生活排水処理基本構想というのが計画されて、今検討されているところでありますけれども、その検討された経過については、どのような経過になっておりますか、お伺いいたします。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）環境課の武宮でございます。よ

ろしくお願い申し上げます。

ただいまし尿処理施設、郡築十二番町にありますが、その件について質問をいただきました。

し尿処理施設につきましては、し尿処理の施設基本構想というものを、平成27年度に策定をいたし、当委員会に平成28年度に報告をしたというふうに記憶をしております。

その策定に至った経緯でございますが、委員御承知のとおり、稼働から5.9年がたとうしております。日本の国内のし尿処理施設の中でも非常に古い施設でございますが、幸い熊本地震の折に、軽微な損傷はありましたものの、大きな主要設備の故障、あるいは損壊というのはなかったものですから、今後新しい施設を造っていくに当たって、どういうふうにタイムスケジュール的に造っていくか、また、どこに造ったほうがいいのかと、また、どのくらいの、どういう造り方のパターンがあるか、その辺のところをまとめたのが、先ほど申しました八代市し尿処理施設基本構想でございます。そういういきさつで策定をし、当委員会に報告をさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○委員（福嶋安徳君） いやいや、本当なかなか、ああいうところで作業されておられる職員さんも大変だなという思いはですね、ずっと思っておりますけれども、今現在で、下水道が普及してきておりますけれども、そういう中に、このし尿処理施設の利用者というのはどのくらいになりますか。利用者はどのくらいおられますか。

○理事兼環境課長（武宮 学君） し尿処理施設でございますので、利用者というよりも、郡築十二番町にありますし尿処理施設は、旧市内のくみ取り便槽から収集したし尿を持ってきて処理をしている施設でございます。その年間の搬入量を申し上げまして、本質問のお答えとさせていただきます。

郡築十二番町にあります八代市衛生処理センターにつきましては、年間2971キロリッターのし尿を持ち込まれておりまして、それを施設内で処理し、適正に排出をしているということでございます。

以上でございます。

○委員（福嶋安德君） いろいろ、本当に御苦労だと思います。

この2971キロリッター、今現在少なくともった状況ではあろうと思いますが、ピーク時は、大体どのくらいだったんですかね、多いときで。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 旧市内のくみ取りし尿を処理しているというふうに言いましたが、私、先ほどの答弁で、郡築十二番町にございますし尿処理施設の経過年数でございしますが、79年と申し上げたかと思いますが、59年に訂正をいただきたいと思います。（委員福嶋安德君「59年」と呼ぶ）はい、59年でございます。

旧市内のくみ取り便槽の世帯数の推移を、まず申し上げますと、そんなに変化がございません。人口減少はありますものの、くみ取りし尿便槽は、そんなに著しく減少はしていないというのが事実でございまして、ただいま申し上げました2900キロリッターというような数値に対しまして、一番多いときで3000キロリッターをちょっと超えるぐらいの収集量がございました。そういった関係です、老朽化している施設でもありますし、早急に、先ほど申しました整備構想に基づきまして整備を進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員（福嶋安德君） どうもありがとうございます。そんなには、やっぱり減っていないということではありますが、下水道が、まだ普及していないんですかね、郡築校区のほうは。旧市内のし尿処理をやっておられるところの状況については。下水道普及はどのようになっ

てますか。

○環境課長補佐兼環境施設整備推進室長（藤澤智博君） すみません、室長の藤澤と申します。よろしくお願いします。

郡築十二番町の衛生処理センターにつきましては、もともと衛生処理センターで、日量50キロで、もともと50キロリットルで、当初設計されておりました。今から60年前だと、生し尿がメインになってきておったと思うんですが、今課長が申したように、年々減ってはきております。ただ、どうしても浄化槽などが設置できない地域とかがありますので、どうしても生し尿につきましては、今、横ばいで流れていく感じになってきております。要するに、浄化槽が設置できないところといいますのは、地下水とかの関係上、どうしても放流水が確保できない場所とか、そういう場所は、どうしてもくみ取りになります。また、イベント等で設置します仮設トイレなども、今回坂本町でも設置させていただいておりますが、そういうのも全部くみ取りになりますので、どうしても、今回は少し増えるかなと思いますけれども、そういう状況がありますので、今後も大体横ばいで進むかなと考えておりますので、そういうふうと考えていただければと思います。よろしくお願いします。（委員福嶋安德君「はい」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 環境センターの運用のことになるんですけども、マテリアル施設とごみ収集の車両の関係ですね、当初、車両については屋内に保管をするというようなお話だったと思うんですが、現在はマテリアルの資源物を、その車両の配置する場所に積み上げていらっしゃるような現状ではないかというふうに思っているんですが、このままいかれるんですかね。マテリアルのほうのビンとか缶とかですよ、そちらのほうの資源物に重きを置かれる運用を

されるのか、車両、先ほど修繕についてはというような話もありましたけども、車両のほうを大事にすべきなのか、そのあたりどのような考えを持って、今運用されているのでしょうか。この後のことについてもですね、少し方向性あたりを触れていただければというふうに思います。

○環境センター管理課長（稲本健一君） すみません、委員御質問の車両についてなんですけれども、当初計画では、車庫等のほうに車両のほうを、マテリアルリサイクル推進施設と、それとあとエネルギー回収推進施設、それとあと収集の車両については、置く予定にしておりました。ただ、今、委員御質問のマテリアル棟とエネ棟についての車両というのは、大体エネ棟の中、あとマテリアル棟の中に入れているんですけれども、収集車両については、車庫等のほうに入れる計画でしたが、どうしても分別の、資源物の分別についてですけれども、そちらのほうに、今重きを置かせていただきまして、スペースのほうを分別の作業のほうに充てて、車庫等については、分別の資源物に置いております。車両については、できるだけ雨に濡れないようにというところで、ランプウェイの下のほうに、車両のほうを置きまして、できるだけ雨風にかからないように、屋根がかかったところに置いているというところです。

今後についてもですけれども、車両よりも、どうしても資源を分別する作業が、どうしても職員のほうが必要になるものですから、雨風に、できるだけ職員のほうがかからないように作業を行いたいというところで考えておるところです。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） 作業員の方を大事にされるというのは、私も賛同はしたいというふうに思います。ただ、当初の計画と、実際運営をしてみると、事態が違ったという部分は、やっ

ぱり潔く行政として認めるべきではないかなというふうに思うんですよね。そして、こういうふうな運用をしていきますよということをお知らせいただいて、運用をしていただきたいなというふうに思います。

現在の施設を有効に活用していくと、これ以上施設を、また建設をするというんですかね、そういったところは考えていらっしゃるようですが、先ほどおっしゃった車両の部分ですね、稼働しない時間帯は、マテリアル施設、屋根のついた施設の中に収められるとかですよ、そういった対応をですね、しながら、市民の、今のところは、まだ市民の財産ですよね、車両についても。そういったところの対応を図っていただきたいと。

本当は、もともとの運用に合わせるべきだというふうに思うんですが、状況が状況ということを理解したいと思いますので、そういったところは、しっかりまた検討を加えていただきながら、市民に説明のつく対応をお願いしておきたいというふうに思います。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 大変申し訳ございません。私、先ほど、違った数字を申し上げましたことに、今気づきましたので、議事録訂正方、よろしくお願いします。

福嶋議員の御質問の中で、八代市衛生処理センターへの搬入量の御質問があったかと思えます。私、2900キロリッターと申し上げましたが、それは、鏡町の衛生センターの実績でございました。大変失礼いたしました。

正しくはですね、令和元年度の実績で6623キロリッターでございます。ちなみに、1年前、平成30年度の実績を申し上げさせていただきますと、6796キロリッターということで、ほとんど変わらない数値となっていることを申し添えておきたいとします。

以上でございます。大変失礼しました。

○委員長（増田一喜君） ほかに。

○委員（大倉裕一君） 環境保全対策事業の騒音と振動の調査の関係です。行政のほうで測定をしていただいているということで、市民もひとまずは安心というような状況なのかなというふうに思いますが、依然として、その基準値をオーバーしているというような状況があるというふうにも、行政のほうから頂いた資料で知ることができました。10月17日、JRのほうに申入れといいますか、要望に行かれているようですけれども、JRのほうの対応といいますか、回答については、どのような回答だったのでしょうか。また、その後、その状況を受けて、行政のほうから何かアクションを起こされたのかどうか、その点についてお聞かせいただければと思います。

○理事兼環境課長（武宮 学君） 九州新幹線騒音・振動調査に関する質問でございます。

JRと鉄道・運輸機構に要請に参りましたが、その後、JRからの回答を申し上げさせていただけますと、環境基準の超過地点につきましては、優先的にレールの削正、削正というのは、レールを削る行為でございますが、削正を実施をしていきますというような御回答をいただいております。

また、鉄道・運輸機構からは、施設自体はJRに貸付けをしてあるというようなことで、JR九州に対しまして、維持管理の中で騒音対策に努めるよう要請をしていくというような回答もあっております。

また、市のほうから、この要望のときにお願いしましたことを申し上げますと、レールの削正をしますと、その因果関係は、まだよく分かっておりませんが、騒音が、やっぱり若干低くなる傾向にあるようでございます。レールの削正は、やはり騒音対策としては有効ではないかというふうに、私は考えております。そのときに、基本的には環境基準が超過している部分を、JRとしては、レール削正をするというような

方針でございましたが、地元の宮地町の、地元の沿線住民の方から、地震後に非常に騒音がひどくなったんじゃないかというような不安の声あたりを聞いておりましたものですから、宮地町では、基準を超えておりませんが、ぜひ宮地町もレールの削正をしていただけないかというように、こちらからお願いをしたところでございます。その点につきましてですね、本年二月に、JRの担当者の方が市に来庁されまして、環境基準の超過地点のレール削正を行う際に、宮地町の部分についても、併せてレール削正を行いますというような回答をいただいているところでございます。

レール削正につきましては、この秋にでも実施をされるというふうに聞いているところでございます。

以上、お答えとします。

○委員（大倉裕一君） 要望になりますが、詳しく御説明いただきましてありがとうございます。やはり市民の皆さん、特に沿線の皆さんは、睡眠障害とかですね、家のひび割れとか、非常にシビアな悩みを抱えていらっしゃる方がいらっしゃると思いますので、丁寧な対応と、またJR関係会社のほうにもですね、しっかり、また働きかけをしていただくようお願いをしておきたいというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） それは要望ですね。

○委員（大倉裕一君） はい。

○委員長（増田一喜君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 不用額とですね、それから流用についてですが、流用につきましては、やむを得ない部分については理解をしたいというふうに思いますが、できるだけそういったこ

とがないようにお願いをしておきたいということと、実行レベルに当たって、工程といいますか、工法を見直したというようなことがあったと思います。そのあたりもですね、予算を作成される段階から、その工法についてもしっかりと検討していただいて、予算申請をしていただくということが基本ではないかなというふうに思いますので、その点を意見として述べさせていただきますというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、第4款・衛生費中、市民環境部関係分についてを終了します。

執行部入れ替わりのため、小会いたします。

（午前11時10分 小会）

（午前11時12分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、第7款・土木費、第10款・災害復旧費について、一括して建設部から説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 皆さん、おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部、潮崎でございます。

それでは、議案第98号・令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算のうち、建設部が所管いたします歳出決算の総括を述べさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○建設部長（潮崎 勝君） 令和元年度は、第2次八代市総合計画及び八代市重点戦略の2年目の年であり、さらに、平成28年熊本地震後の八代市復旧・復興プランの4年目となることから、総合計画で掲げる5つの基本目標の一つである安全・安心・快適に暮らせるまちづくりの実現に向け、社会資本の整備や耐震化の促進及び施設の長寿命化に向けた対策など、ハード事業、ソフト事業の両面から、精力的に取り組

んでまいりました。本日は、令和元年度の取組の中から、4つの視点に整理し、総括させていただきます。

まず第1点目、熊本地震からの復旧・復興に向けた取組でございます。八代市が行う社会基盤施設の復旧や、長期間通行止めとなっていた県道八代不知火線の横江大橋の復旧、さらに、九州縦軸のリダンダンシー確保が期待できる九州西回り自動車道の津奈木―水俣間の供用開始など、発災から3年目となる平成30年度までに、復旧に関する主な取組を完了することができました。令和元年度においては、さらなる復興に資するため、新たな広域ネットワーク道路の形成に向けた八代・天草シーラインの実現、八代海北部沿岸道路の推進、重要物流道路としての国道3号宇城―八代間の機能強化など、関係市町村や民間団体と連携を密にし、県、国、政府などに対して精力的に要望を重ねてまいりました。

このように、八代市復旧・復興プランの進捗は順調に進んでおり、令和元年度では、同プランを引き継ぐ形で、さらなる自然災害発生に備えた八代市国土強靱化地域計画を策定したところでございます。

次に、2点目、八代市重点戦略の中で、市長が、特に進める5つの重要取組の一つでございます、安全・安心で魅力ある都市を築くを実現するために行う幹線道路網の整備でございます。幹線道路ネットワークについては、地域経済の発展のみならず、災害時の重要な物流道路としての観点からも、その重要性はますます高まる中、平成29年4月に一部供用を開始した西片西宮線では、南側の2工区に着手しており、用地買収及び移転補償に取り組んだところでございます。

また、南部幹線においては、平成29年3月の市施工区間の供用開始に引き続き、県施工区間の事業進捗を図っていただくよう、国と県に

強く要望を行いました。

さらに、新八代駅へのアクセス強化と、東西の幹線軸形成を目的とした、千丁町の新牟田西牟田線と川田町西の竜西東西12号線については、社会資本整備総合交付金を活用し、整備を進め、令和元年度末の進捗状況は、新牟田西牟田線が40.3%、竜西東西12号線が10.0%であり、2路線とも2022年度の完成を目指し、事業進捗に努めてまいります。

なお、この2つの道路は、現在県が施工中の県道新八代停車場線とそれぞれ接続することになり、完成後は、国道3号から東西アクセス道路として人流、物流への発現効果が発揮されることとなります。

なお、新庁舎を核とし、インバウンド需要と本町アーケード街の活性化に向けたシンボルロード整備事業は、年度内に完成したものの、コロナ禍の影響で、その効果が発揮できない状況にあります。

次に、3点目、快適な住環境の形成に向けた空き家対策と景観計画への取組でございます。空き家の放置は、家屋の老朽化などを原因とした倒壊や飛散による被害、浄化槽の破損や汚水の流出、敷地内への不法投棄や植栽の繁茂による害虫の増殖、道路通行への支障など、周辺に与える悪影響が大きな社会問題となっている現状を踏まえ、平成27年に空き家対策特別措置法が施行されました。

そこで、本市では家屋の除去に対する助成を行う老朽危険空き家等除却促進事業や、空き家の利活用を促す空き家バンク事業に取り組んでいます。

老朽危険空き家等除却促進事業の実績として、45件の助成を行っており、周辺の生活環境の改善に努めております。

また、空き家バンク事業では、平成29年度から、固定資産税納付通知書の発送時に同事業の啓発チラシを同封したり、広報やつしろ9月

号に特集を組むなど、幅広く周知活動に努め、令和元年度末までの成果は、賃貸4件、売買24件、計28件の成約実績となっております。

さらに、景観計画への取組では、6月に八代市景観条例を制定し、9月に景観行政団体に移行いたしました。また、八代市景観計画で景観重点地区の候補の一つと位置づけている妙見宮周辺の地区指定に向け、県道や市道の無電柱化や景観に配慮した新たなルールづくりなど、地域住民との合意形成を図っております。

最後に、4点目、市民生活に密着した要望に対する取組でございます。市内一円の道路や河川及び公園など、市民に身近な公共施設に関する維持管理も、建設部の重要な業務でございます。

道路維持事業では、延長約1.2キロメートルの舗装工事や、161件の修繕工事を実施し、市内一円道路改良事業では、工事件数69件で、約5.6キロメートルの道路改良や舗装工事を実施し、さらに市内一円河川改修事業では、12件の改修工事や67件の除草や管理業務を実施しておりますが、年間1000件近く提出される建設部への地域要望に対して、市民の皆様にご満足いただける対応ができていない状況にあります。

近年、厳しい財政事情が続く中ではございますが、補助金などの確保・拡充と併せ、施設の安全性と長寿命化を図り、施行の緊急度を見極める力を持った職員の育成に努め、費用対効果の観点や、コスト縮減対策、設計内容の再点検など、執行面の工夫にも力を入れてまいりたいと考えております。

以上で、令和元年度一般会計決算における建設部の総括とさせていただきます。

なお、事業ごとの決算の詳細につきましては、西建設部次長に説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○建設部次長（西 竜一君） 皆さん、おはよ

うございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）建設部の西でございます。よろしくお願ひします。申し訳ありませんが、着座にて説明させていただいてよろしいでしょうか。

○委員長（増田一喜君） どうぞ。

○建設部次長（西 竜一君） 失礼します。

令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算のうち、第7款・土木費、第10款・災害復旧費中、建設部関係分につきましては、先ほどの衛生費と同様、令和元年度における主要な施策の成果に関する調書（その1）にて説明を行いたいと思います。

主要な施策の成果に関する調書の説明は、まず、票中の左上にある事務事業名を申し上げます。そして、事業の内容、決算額、特定財源、繰越額、不用額及び今後の方向性の順で、順次説明を行いたいと思います。

そして、最後に、決算書で主な流用額の説明を行いたいと思います。よろしくお願ひします。

それでは、主要な施策の成果に関する調書の120ページをお願ひします。

下段の老朽危険空き家等除却促進事業は、老朽化し、危険な状態で放置されている空き家の除却を行う所有者に対して、除却費用の一部を補助するものでございます。

決算額2474万7000円は、45件分の解体除却補助金が主なものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金1224万7000円がでございます。不用額114万2000円は、年度末に辞退された方があったためでございます。

今後の方向性としましては、市による実施、現行どおりとしております。老朽化した空き家は後を絶たず、年々増加する傾向にあることから、今後も事業を継続し、生活環境の改善に取り組んでまいりたいと考えております。

121ページをお願ひします。

上段の民間建築物耐震化促進事業は、民間建

築物の耐震性が低いとされている昭和56年以前に着工した戸建て木造住宅や、緊急輸送道路の沿道建築物の所有者に対しまして、耐震診断及び耐震改修費用の一部を補助するものでございます。

決算額1374万3000円は、平成30年度繰越分を含め、耐震化改修設計1件、耐震改修設計工事4件、耐震建て替え工事9件、シェルター1件が主なものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金381万7000円及び県支出金125万3000円がでございます。繰越額700万円は、申請者と設計者等による協議に時間を要したことや、年度末の申請分で事業実施期間が不足したことにより繰り越したものでございます。不用額559万5000円は、予算額を超える申請がありましたものの、工事費の自己負担が想定より多額であったことなど、経済的な理由により辞退があったためでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、耐震化の支援事業の情報や地震災害の備えについて、住宅の所有者等へ継続して発信をし、耐震化の促進に努めてまいりたいと考えております。

122ページをお願ひいたします。

下段の交通安全施設整備事業は、市が管理する道路において、ガードレールやカーブミラーなど交通安全施設の整備及び補修を行うことで、道路を利用する市民の安全・安心を確保するものでございます。

決算額3135万8000円は、ガードレール及び転落防止柵設置10件、約707メートル、カーブミラー・標識設置7件、16基、カラー舗装や区画線設置6件、約6.6キロメートル、交通安全施設の修繕98件などが主なものでございます。繰越額2046万円は、国の補正予算が年度末になったことによるものでございます。不用額35万2000円は、入札残

が主なものでございます。

今後の方向性として、市による実施、規模拡充としており、継続して安心・安全な道路空間を確保していくため、道路パトロールや、警察、教育委員会との連携を強化し、効率的な対策を検討しながら取り組んでまいりたいと考えております。

123ページをお願いいたします。

上段の道路維持事業は、市が管理する道路の機能保全を目的に、路面や構造物の維持補修並びに街路樹の維持管理などを行うものでございます。決算額4億6368万2000円は、補助事業として、平成30年度繰越分も含め、道整備交付金事業で、舗装工事1件、290メートル、防災・安全交付金事業では、舗装工事4件、861メートル、災害防除工事8件、517メートル、視覚誘導ブロック設置工事1件、191メートルなどでございます。単独事業では、比較的規模の小さな工事や舗装の補修などの維持工事を33件、災害防除工事1件、その他側溝蓋などの修繕161件が主なものでございます。なお、特定財源として、国庫支出金1億1759万2000円、地方債2億320万円、その他特定財源として、道路占用料など4639万2000円がでございます。繰越額7507万7000円は、国の補正予算成立が年度末となったことが主な理由でございます。不用額1994万円は、国からの補助事業の内示減や入札残が主なものでございます。

今後の方向性として、市による実施、規模拡充とし、市が管理する膨大な延長の道路を安全に維持していくため、国の補助金を積極的に活用するなど予算の確保に取り組んでまいりたいと考えております。

下段の市内一円道路改良事業は、市民生活に密着した道路の交通環境改善を図る目的で、幅員が狭く、離合がしづらい、路肩が崩れて危険であるなど、改良が必要な道路を計画的に拡幅

改良や舗装、側溝などの整備を進めるものでございます。

決算額8億3692万8000円は、平成30年度繰越分を含め、道路改良工事や舗装工事など69件、延長約5.6キロメートル、用地買収23件、3032平方メートル、建物補償等32件が主なものでございます。このうち、国の交付金事業であります社会資本整備総合交付金事業では、鏡町の有佐貝洲大江湖線や氷川高校前線、千丁町の新牟田西牟田線や竜西東西12号線、いわゆる東西アクセス道路、及び松高校区の永碇町高島町線などの整備に取り組んでいるところでございます。なお、特定財源として、国庫支出金1億4768万5000円、地方債6億2670万円があります。繰越額2億482万9000円は、国の補正予算成立が年度末となったことや、関係機関との協議、地権者との用地補償交渉に日数を要したことが主な理由でございます。不用額1678万5000円は、現地確認の結果、地盤改良が不要となったため減額変更となったものや入札残などでございます。

今後の方向性は、市による実施、規模拡充とし、生活道路の整備による利便性の向上に加え、東西アクセス道路などの幹線道路の整備を行うとともに、歩行者、自転車の安全・安心を確保するための歩道整備など、人に優しい道づくりを目指してまいりたいと考えております。

124ページをお願いします。

上段のシンボルロード整備事業は、新庁舎から本町アーケード商店街を結ぶ通称こいこい通りをシンボルロードとして整備したものでございます。

決算額1億4259万2000円は、シンボルロード整備工事費でございます。特定財源は、地方債1億3540万円がでございます。本事業は、本年3月に完了しております。

下段の橋梁長寿命化修繕事業は、市が管理す

る橋長２メートル以上の１８６９橋の橋梁の近接目視点検を実施し、橋梁長寿命化修繕計画を策定、老朽化が進む中、壊れてから架け替えるのではなく、早めに予防保全することで寿命を延ばし、トータル的に費用の縮減を図ろうとするものでございます。

決算額１億９５６９万４０００円は、平成３０年度の繰越分も含め、橋梁定期点検業務委託５件、２７２橋や、橋梁長寿命化修繕計画策定業務委託、坂本町の中谷橋１橋の補修工事を実施しております。なお、特定財源として、国庫支出金１億７６２万２０００円、地方債５７２０万円がでございます。繰越額２億８１２７万８０００円は、国の予算成立が年度末となったことや、河川管理者との協議に日数を要したことなどが主な理由でございます。不用額９１万４０００円は、入札残が主なものでございます。

今後の方向性としましては、市による実施、規模拡充としており、今後、調査の進行により橋梁の老朽化による補修箇所も増えてくることが想定されるため、規模を拡充し、適正な保全に取り組んでまいりたいと考えております。

１２５ページをお願いします。

下段の市内一円河川改修事業は、護岸などの河川施設を整備し、災害に強い河川づくりに努めることで、未然に河川災害を防止し、市民の財産を守り、市民生活の安全確保を図るものでございます。

決算額４６３３万４０００円は、日奈久大坪町の大坪川など１２件の改修工事や修繕１４件、千丁町の大鞘川など６７件の除草及び河川施設等の管理業務委託が主なものでございます。特定財源として、県支出金１２８２万円、地方債２２１０万円がでございます。繰越額５００万円は、入札不調により業者選定が遅れたことから、年度内での完了が困難となったため、繰り越したものでございます。不用額３０８万２０００円は、入札残が主なものでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、市民生活の安全確保を図るため、計画的な河川改修を進め、河川災害防止に取り組んでまいりたいと考えております。

１２６ページをお願いします。

下段の八代港県営事業負担金事業は、熊本県が八代港の利便性向上、船舶運航の安全確保及び港湾機能充実のため実施する港湾改修事業等に対し、八代市が費用の一部を負担しているものでございます。

決算額４億１７２０万円は、国直轄事業のクルーズ岸壁の改修やしゅんせつが２０分の１の負担金で１億３１８０万円、耐震岸壁の改修が１０分の１の負担金で１億７２８０万円、県の港湾改修事業で外港地区における道路補修や堤防補修及び航路しゅんせつなどが６分の１の負担金で１億８４５万円、海岸整備事業で大島樋門等老朽化対策が２０分の１の負担金で４１５万円でございます。特定財源として、地方債３億５６３０万円がでございます。不用額９２５万円は、国直轄事業、県港湾整備の各事業の、年度末における事業費清算に伴う残額でございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、八代港港湾計画に沿った施設整備が着々と推進されるよう、予算の確保に努めてまいりたいと考えております。

１２７ページをお願いします。

上段の港湾施設改修事業は、市が管理します日奈久港及び鏡港の港湾施設の改修を行い、港湾機能の強化を図るものでございます。

決算額６９０５万３０００円は、鏡港泊地に堆積した土砂のしゅんせつ２２９０平方メートルと日奈久港の浮消波堤設置工事でございます。なお、特定財源として、国庫支出金１４００万円、地方債２５２０万円がでございます。不用額５２万１０００円は入札残でございます。

今後の方向性として、市による実施、現行ど

おりとし、今後も日奈久港と鏡港の施設改修やしゅんせつを計画的に取り組んでまいりたいと考えております。

128ページをお願いします。

下段の南部幹線道路整備事業（県事業負担金）は、市街地中心部の建馬町から八代南インターチェンジ付近の国道3号を結ぶ都市計画道路の整備でございまして、全体延長5630メートルのうち、市施工区間が平成29年3月に供用開始し、県施工区間として、建馬町交差点から麦島線までの延長965メートル区間の整備に伴う県事業負担金を支出するものでございます。

決算額4230万5000円は、県が実施した事業に伴う負担金でございます。特定財源として、地方債4010万円がございまして、不用額769万5000円は、県の事業量減に伴う負担金の減額によるものでございます。

今後の方向性として、市による実施、規模拡充とし、本路線は全線開通してこそ、より効果が発揮されますことから、今後も予算確保に努め、事業促進が図れるよう強く要望してまいりたいと考えております。

129ページをお願いします。

上段の西片西宮線道路整備事業は、西片町の県道八代港線と西宮町の国道3号を結ぶ都市計画道路の整備でございまして、全体延長1000メートルのうち、県道八代港線から市道上片町上日置町線、通称二中通りまでの1工区360メートル区間が、平成29年4月に供用開始し、引き続き八代市食肉センター跡付近までの2工区350メートルの整備に取り組んでいるところでございます。

決算額1億3361万8000円は、平成30年度繰越分も含め、用地買収11件、建物等移転補償11件などが主なものでございます。特定財源として、国庫支出金6507万7000円、地方債6230万円がございまして、繰越額9061万2000円は、国の補正予算成立

が年度末となったことや、用地買収において、年度内に用地・建物移転補償契約に至ったものの、既存家屋の解体などが年度内に完了しなかったことなどが主な理由でございます。不用額206万8000円は、交付金の内示減や入札残によるものでございます。

今後の方向性として、市による実施、規模拡充とし、本路線は、国道3号まで全線開通してこそ、より効果が発揮されますことから、事業促進が図られるよう、今後も予算確保に努める必要があると考えております。

続きまして、130ページをお願いいたします。

上段の市内一円都市下水路整備事業は、主に都市計画用途区域内の排水路の改良及び維持管理を行うことで、浸水防除と環境整備に寄与するものでございます。

決算額4563万1000円は、排水路改良工事14件、排水路の修繕20件などが主なものでございます。特定財源として、地方債3110万円がございまして、繰越額894万3000円は、入札不調により業者選定が遅れたことから、年度内での完了が困難となったため、繰り越したものでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、地元で行う排水路のしゅんせつ等については、市で土砂の運搬・処分を支援し、地元による維持管理を推進し、地域住民との協働による事業実施に努めてまいりたいと考えております。

下段の市内一円公園維持管理事業は、建設部所管の100公園の適切な維持管理を行い、市民の快適な公園利用を図るものでございます。

決算額1億643万1000円は、公園施設の修繕、公園施設管理委託や樹木管理委託などが主なものでございます。その他、特定財源として公園使用料や占用料、自動販売機設置料など843万円がございまして、不用額90万80

００円は、入札残が主なものでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、地元公園愛護会などと協力し、適切な維持管理に取り組んでまいりたいと考えております。

１３１ページをお願いいたします。

上段の市内一円公園施設整備事業は、既存公園の施設整備の中で、補助事業の対象とならない比較的小規模な工事などを実施しているものでございます。

決算額３７７９万２０００円は、平成３０年度繰越分も含め、高島公園落石防護工事など公園施設改築１２件、松崎公園など１０公園の遊具設置及び改築工事１１件、北部中央公園など２公園のソーラー照明設置２件を実施しております。特定財源として、地方債１２９０万円と、ふるさと八代元気づくり応援基金繰入金１９６８万７０００円がでございます。不用額１５０万７０００円は、入札残が主なものでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、コスト削減や整備対象の厳選を図るなど、効率的な施設整備に取り組んでまいりたいと考えております。

１３２ページをお願いします。

下段の八千把地区土地区画整理事業は、良好な市街地整備のために、道路や公園などの公共施設の整備改善を行い、宅地の利用増進を図るもので、平成１２年度より古閑中町の面積４４ヘクタールの区域に取り組んでおり、進捗率は、令和元年度で９０．３％でございます。

決算額１億３９６万３０００円は、平成３０年度繰越分も含め、都市計画道路や区画道路の築造５５メートル、舗装７７１メートル、建物の移転補償２件などが主なものでございます。特定財源として、国庫支出金７７４万円、地方債５４６０万円、その他特定財源、八千把地区土地区画整理事業基金繰入金３５２６万３０００円がでございます。繰越額５６９３万４０００

円は、換地先の調整に日数を要し、整地工事や補償に遅れが生じたこと、また、熊本地震や豪雨・台風災害に伴う復旧工事による作業員及び資材の不足により、建物移転に大幅な遅れが生じたことにより、年度内の完了が困難となったことから繰り越したものでございます。不用額６６２４万８０００円は、交付金の内示減や入札残によるものでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、今後も、保留地の売却による財源確保に努め、引き続き効率的な整備に取り組んでまいりたいと考えております。

１３３ページをお願いします。

上段の公営住宅ストック総合改善事業は、市営住宅を長く維持し、総合的な建設コストを抑えることを目的に、八代市営住宅長寿命化計画を策定し、平成２３年度から取り組んでいるものでございます。

決算額５７９７万円は、麦島団地の屋上防水及び外壁改修工事でございます。特定財源として、国庫支出金２６０３万６０００円、地方債２６００万円、その他特定財源、公営住宅使用料５９３万４０００円がでございます。

今後の方向性として、市による実施、現行どおりとし、今後も、八代市営住宅長寿命化計画に基づき、市営住宅の長期活用を図りつつ、計画的な改修に取り組んでまいりたいと考えております。

少し飛ばしまして、１６８ページをお開きください。

ここからは、公共土木施設災害復旧費になります。

上段の道路橋梁施設災害復旧事業は、被災した道路の舗装やのり面、橋梁等の施設を復旧するものでございます。

決算額６０６１万６０００円は、平成３０年度から繰越分の坂本町の木折・責線など６件の災害復旧工事と、令和元年度の梅雨前線豪雨や

台風災害によって被災した、泉町の下屋敷～樅木線などの災害復旧工事5件や、測量・設計・調査等業務委託4件、土砂撤去などの復旧修繕49件が主なものでございます。特定財源として、国庫支出金1790万2000円、地方債1140万円、その他特定財源、災害復旧工事返還金97万2000円がでございます。繰越額836万円は、国の災害査定が遅れにより、災害査定を受けてからの発注となったことから、年度内の完了が困難となったため繰り越したものでございます。なお、繰越し工事につきましては、令和2年8月までに完了しております。不用額1283万7000円は、この予算が、被災から直ちに概略調査を基にして計上しておりますことから、補助査定や詳細調査の結果に差異が生じたことが主なものでございます。

下段の河川施設災害復旧事業は、被災した堤防や護岸などの河川施設を復旧するものでございます。決算額1921万8000円は、平成30年度から繰越分の坂本町の小野川など2件の災害復旧工事と、令和元年度の梅雨前線豪雨などによって被災した二見本町の南川など6件の河川施設修繕が主なものでございます。特定財源として、国庫支出金852万4000円、地方債570万円がでございます。不用額79万6000円は、入札残が主なものでございます。

それでは、ちょっと決算額をお願いしたいと思います。企業会計繰出金について御説明いたします。

決算書の144、145ページをお願いいたします。

下から2段目の目になりますが、款7・土木費、項5・都市計画費、目1・都市計画総務費の節28・繰出金の支出済額14億4150万円は、下水道事業会計へ繰出しを行っております。不用額9700万円は、料金改定などの影響や前年度決算状況を考慮しまして、減額調整したことによるものでございます。

最後に、流用につきまして説明したいと思います。流用額が100万円以上につきまして説明を行いたいと思います。

決算書の140、141ページをお開きいただきたいと思います。

下段の備考欄のほうになりますが、款7・土木費、項2・道路橋梁費、目2・道路維持費の備考欄200万円は、節12・役務費より節11・需用費へ流用しております。これは、突発的な道路陥没への対応や側溝蓋の修繕などにより、節11の需用費が不足したことから流用したものでございます。

また、その下に記載の1813万1000円は、節15・工事請負費より節13・委託料へ流用しております。これは、泉町の下屋敷～樅木線において、当初150メートルの測量設計を予定しておりましたが、現地を再確認したところ、必要な箇所が増えまして、600メートルの測量設計が必要になり、節13・委託料が不足したことから流用したものでございます。

次に、一つ開いていただきまして、142、143ページをお願いします。

上段の表の備考欄になります。目3・道路新設改良費の備考欄、下から5行目ぐらいになりますが、791万1000円は、節13・委託料より節15・工事請負費へ流用しております。これは、新牟田西牟田線外6路線の設計変更により、節15・工事請負費が不足したことから流用したものと、氷川高校前線において、重要構造物の設計及び調査項目の追加により、節13・委託料が不足したことから、節15・工事請負費から流用したものの差額でございます。

その2つ下に記載の184万6000円は、節17・公有財産購入費より節13・委託料へ流用しております。これは、竜西東西12号線において、建物等補償調査業務委託の費用が増大したことにより、節13・委託料が不足したことから流用したものでございます。

その下に記載の199万8000円は、節17・公有財産購入費より節22・補償、補填及び賠償金へ流用しております。これは、新牟田西牟田線において、建物移転補償費の費用が増大したことにより、節22・補償、補填及び賠償金が不足したことから流用したものでございます。

その下に記載の127万2000円は、節22・補償、補填及び賠償金より節13・委託料へ流用しております。これは、新牟田西牟田線において、地権者との交渉で補償内容の見直しが必要となり、補償費の再算定委託の追加、建物等補償調査業務委託の費用が増大したことにより、節13の委託料が不足したことから流用したものと、建物移転補償費の費用が増大したことにより、節22・補償、補填及び賠償金が不足したことから、節13・委託料から流用したものの差額でございます。

次に、144、145ページをお願いします。

これも、145ページの備考欄の一番下になります。項5・都市計画費、目2・街路事業費の備考欄568万9000円は、節22・補償、補填及び賠償金より節17・公有財産購入費へ流用しております。これは、内示減及び補償費の見直しに伴い、当初予定していた地権者を変更して用地交渉を行うこととなったことから、節17・公有財産購入費が不足したため、流用したものでございます。

次に、148ページ、149ページをお願いします。

上段の表の備考欄でございます。項5・都市計画費、目5・区画整理費の備考欄108万円は、節22・補償、補填及び賠償金より節15・工事請負費へ流用しております。これは、建物移転補償の予算残分を、事業進捗を図るため、節15・工事請負費へ流用したものでございます。

次に、少し飛びまして、172、173ペー

ジをお願いします。

上段の備考欄ということになります。款10・災害復旧費、項2・公共土木施設災害復旧費、目1・道路橋梁施設災害復旧費の備考欄と、その下の目2・河川施設災害復旧費の備考欄の178万6000円は、坂本町の木折・責線において、埋め戻し材を流用土から購入土へ変更したことなどにより工事費が増加し、節15・工事請負費が不足したことから、河川施設災害復旧費から道路橋梁施設災害復旧費へ流用したものでございます。

以上で、令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算、建設部所管分の説明を終わります。御審議よろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、午前中の審議は、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費の説明までとして、休憩いたします。午後は13時から再開いたします。

（午後0時00分 休憩）

（午後1時00分 開議）

○委員長（増田一喜君） 休憩前に引き続き、建設環境委員会を再開いたします。

それでは、午前中に説明のありました、第7款・土木費及び第10款・災害復旧費について質疑を行います。質疑ありませんか。

○委員（橋本隆一君） お世話になります。

老朽危険空き家等除却促進事業についてお尋ねをしたいと思うんですけども、まず、所有者に対しての、その除却費用の一部を補助するというので、一部が補助額なのか、補助率なのかということと、その補助率が幾らか、補助額は幾らか、それから、上限額があるならば、上限額は幾らかということとですね、それから、いわゆる所有者が不明、特定できない場合ですね、地域から非常に、撤去してほしいという要望等があった場合に、その判断はどうされるのかとか、様々なケースがあるんですけども、そ

ういったことへの対応について、どのようになされているのか、お尋ねしたいんですけども。

○理事兼住宅課長（下村孝志君） こんにちは。（「こんにちは」と呼ぶ者あり）住宅課、下村と申します。よろしくお願いします。

まず最初に、老朽危険空き家等除却促進事業補助についてでございますけれども、まず、空き家の解体する見積りというのを基本としまして、そのうちの補助対象経費というのを、まず出します。それに10分の8を掛けまして、またさらに、それに3分の2を掛けて、上限額を確定いたします。それが60万円というのが上限ということになります。60万円の上限につきましては、国が半分、市が半分ということになります。

それと、2つ目の御質問でございますけれども、大体所有者が解体の意思を示すというのが一番でございますので、実際には、しっかりとその部分を、まずもって所有者のほうに出していただきますけれども、その所有者が分からないときというような質問だったと思いますけれども、こちらのほうで、いろいろ所有者等について調査いたします。その中で、該当にあった方にお知らせをして、適正な管理を呼びかけるとこのような運びとなっております。

以上です。

○委員（橋本隆一君） ありがとうございます。私も相談があったんですけども、その所有者が、なかなか応じられない場合ですね、近所の方が、この前の台風のように、何でんかんでん飛んできてから、被害があった分には、いずれの場合も、それは相手に賠償責任はないんですけど、やっぱり明らかにこの家は危険と分かろうとにほったらかしてあると。市役所に言っても、言われたように、所有者に言っても動かしさんもんだけなんですって、とうとう何年って、そこになっていると。それば市のほうで、何とか行政的にできないかという相談があった

もんですから、そこら辺に対しての執行権というのでできるのかなっちゅうのを、ちょっとお尋ねしたいと思ひまして、どうですかね。

○理事兼住宅課長（下村孝志君） 委員おっしゃられるのは、代執行等の強制的な、行政としてできることであろうかと考えます。ただ、建物の所有権というのがございまして、実際にはそこまでいくのには、まずは助言から始まって、少しずつ勧告、指示等、そういった関わりをずっと、一定の期間を持った上で、最終的に、この建物はどうしても危険であると判断した場合に、そういった代執行、あるいは所有者がとうとう分からなかった場合というのは、代執行というようなことがありますけれども、そこまでいくのには、個人の権利を代行するということになりますので、非常に時間がかかるというのが現状でございます。今まだ、そういった物件については、取り扱っておりません。

○委員（橋本隆一君） 理解できました。ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 景観形成支援事業とですね、西片西宮線、この2つの事業について質問させていただきます。

まず、景観形成支援事業でございますが、昨年の9月に八代市景観条例が、八代市のですね、八代市景観条例が施行されまして、いろいろ周辺の測量とか、妙見さん通り沿いの、あの周辺の測量とか、ここにあります景観重点地区の策定業務委託とか等ございますが、現在、いろいろ住民説明会等ございまして、目には見えてたんですが、こういったコロナの関係でですね、最近ちょっと動きが見えないという部分がありますので、質問でございますけれども、現在の、大体全体的な進捗状況、簡単に結構でございます。

あと、今後住民、いろいろ委員会等ができてますので、宮地地区にはですね。今後の説明会

等の実施の展望というか、予定等ございましたらですね、その2点、御教示いただければと思います。

それと、あと1点がですね、西片西宮線でございます。これについては、最近にわかにですね、動きが、私、周辺地域に住んでおりますので、動きが見えてまいっておりますが、2工区については、埋蔵文化財関係調査等があるということで、今後の方向性にも書いてございますが、文化振興課との連携等はうまくいっているのか、それが1点でございます。

あと1点ですね、3工区の用地買収の、用地交渉のですね、状況について、御教示願えればと思います。

以上でございます。

○建設政策課長（竹原彰吾君） こんにちは。

（「こんにちは」と呼ぶ者あり）建設政策課の竹原でございます。よろしくお願いします。

委員御質問のですね、1点目の景観のほうですね、景観形成支援事業の件でお答えをいたします。

まずですね、現在の進捗状況ということをお聞きされました。ちょっと復習を込めて、これまでの経緯も兼ねてですね、御説明させていただこうと思います。

御存じのとおり、昨年度から八代市景観条例を施行いたしました。まずですね、重点地区指定、こちらをですね、宮地町の妙見宮地区、こちらでですね、八代市景観条例、まず、八代市景観条例の中で重点地区、これを指定しているということで、去年から進めてまいりました。

まず、去年の5月にですね、景観まちづくり検討委員会といいまして、こちらは宮地町の地元の住民の方々をですね、委員とした検討会を設けております。そのときにですね、その景観の重点地区に関するところの景観形成の方針ですね、ルールをつくったりですね、道路をするときに舗装のデザインの検討、こちらは妙見宮

の参道ですね、県道の氷川八代線、こちらの話なんですけれども、こちらですね、話が出ております。その後ですね、県と市と警察、こちらの三者で協議をいたしまして、無電柱化、今の氷川八代線のですね、無電柱化、こちらですね、確認を取っております。その後ですね、10月にですね、県のほうと、そういう電線のですね、地中化の打合せをしたところでございます。そういう中、去年の12月ですかね、その八代氷川線、氷川八代線ですね、妙見宮の参道をですね、こちらの沿線の住民さんに説明会をしたところでございます。

そういう中でですね、まず、大きな重点地区指定のですね、話なんですけれども、去年のですね、こちら、業務委託を発注いたしまして、その宮地町を重点地区にするための景観のですね、ルールづくり、ルールをどういうふうにするか、それをですね、業務委託で、まず、検討いたしました。それを基にですね、周辺地区の景観まちづくり検討委員会にですね、こういうルールをしましょうということを、一応提案いたしまして、おおむねですね、了解はいただいております。ただですね、地元住民の方に、ちょっとまだ説明ができなかったということで、今年度初めから説明をするところだったんですがですね、このコロナの影響がありまして、なかなか地元説明をすることができない、そういうことがございましたものですから、ちょっとストップしてたというところでございます。

それが今の現状でございまして、今後の、どういう取組かといいますと、コロナがですね、今ちょっとレベルが落ちてきました。今後また収束してくると思いますので、その状況を見ながらですね、コロナの状況を見ながら、引き続きですね、まず、ルールをつくるために、地元住民さんに話を下ろしてですね、その地元の皆様の合意を得た上で、その後、景観審議会にかけるとですね、そこで景観審議会で承認できれ

ばですね、宮地地区、この妙見宮地区の重点地区の指定ができるということで取り組んでいけるんじゃないかということで考えております。

以上、お答えといたします。

○都市整備課長（一美晋策君） 都市整備課、一美です。よろしくお願いします。

委員のほうからお尋ねがありました、文化振興課との調整等はうまくいっているのかというようにお話だったんですが、おおむねうまくいっているような状況でございます。

今の現状を申し上げますと、今年度、2工区につきまして、文化財の試掘を、調査を行いましたところですね、2工区350メートル中、半分弱について、埋蔵文化財調査が必要になるというようなことですね、これに伴いましてですね、当初5年間、平成29年から令和3年の5年間で予定しておりました事業につきましてはですね、ちょっと埋蔵文化財調査が単年度、来年1年度では、ちょっと2工区の用地補償等々がありまして、1カ年ではできないということで、2年ほど事業を延長してですね、令和3年の予定を令和5年まで、2年間延ばす予定としております。このことにつきましてですね、一応埋蔵文化財調査への事業費として約1億円、それと、工事の資材単価の増加等を含めまして1億3000万円、当初5億円としておりました概算工事費を約6億3000万円に増やしましてですね、令和5年度まで事業を随時進めていきたいというふうに思っております。

一応、今年度からですね、2工区の工事が可能な箇所、宮地町寄りのほうが、埋蔵文化財調査が必要ないということになっていただいておりますので、その部分については、できる箇所から工事を進めてまいりたいというふうに考えております。

2点目ありました、3工区の家屋補償、用地交渉等はどういうふうにというようなお話だったんですが、今、3工区につきましては、国道

3号とのですね、交差点の協議がありまして、それによって若干道路の線形が振れたりするものですから、まずもって、そこをですね、今警察とも協議をさせていただいております。今後、国土交通省等々の協議も必要になってきますので、まずは、国道3号の交差点部分を決定してから、事業を開始してまいりたいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（高山正夫君） はい、ありがとうございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） すみません、今の質問のというか、答弁の1個目のほうの景観関係なんですけども、景観整備で認定をして進めていくという場合の、国からの補助とか、何かそういったのが受けられる事業名があるんですかね。

○建設政策課長（竹原彰吾君） 今ですね、委員お尋ねの補助事業ということでございます。

まず、重点地区をする上ですね、先ほどちょっと話をしましたけれども、ルールづくり、これが必要となってきます。ルールといいますのは、例えば、建物の色、色合いですね、例えば、赤い建物、黄色い建物、こういうのはですね、景観には適していないと、そういう建物の色。あとですね、建物の高さですね、高さ。あとですね、見た目でありますと、例えば、クーラーの室外機とかですね、室外機とかが外にもろに機械的なやつが見えたと、そういうのもですね、隠すとか、そういうですね、ルールがあります。

大まかなルールとして2つありまして、1つはですね、必須ルール、これはですね、最低限守っていただきたいルールということです。

それとですね、もう一つが、ちょっと表現が難しいんですけど、できればルールというですね、できれば、もうちょっと深くやっていき

いとか、そういうルールがございます。例えばですね、普通に家を造るときに、普通は窓枠とかサッシですね、サッシとかでするんですけども、要は景観に配慮して木目調のサッシを使うとか、そういうですね、景観にすごく配慮した、そういう、もっと一ランク上のですね、そういう取組をされる、そういう場合にはですね、国の補助金が適用できることになっています。

そういうですね、取組をされる周辺ですね、皆様のお宅がありましたらですね、先ほど言いましたとおり、補助についてですね、助成、そういうのを使っていきたいということで考えております。

以上、お答えさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） よかです。思い出しました、視察に行った後んとを。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） シンボルロードの整備ですけど、現在の状況を見られて、どんなと思っていらっしゃいますか。いや、笑い事ではなくてですよ、成果にも、何も、事業が終わったので、特になしということ書かれているんですけども、特になしでいいのかなという、確かに、整備をされる現課としてはそうなのかもしれないですけど、そこで終わってしまっているのかなという気持ちで、どうしてもあるもので、ちょっと質問をしたいと思いますが。

○土木課長（小原聖児君） こんにちは。土木課長の小原でございます。よろしくお願いいたします。

委員お尋ねのシンボルロードの件でございますけども、建設部としては造りましたというところでございますが、現在の運営としましてはですね、新しくできました商工・港湾振興課のほうに、今後の取組ということで、移管されたような形になっております。ただし、先ほどありましたように、コロナ関係で、実際計画をしておりましたお披露目というか、セレモニー関

係ですね、その辺りもできておりません。今後、造りました責任といたしますか、私たちのほうも、にぎわいの創出の場というところで利用し、市民の皆様にもぜひ利用していただきたいということで思っております。また、先ほど言いましたように、イベント関係につきましてはですね、そちらのほうに企画とか貸出しとか、そういう窓口となっておりますので、そちらのほうにも精力的に頑張っていいただければと思っております。

以上、お答えとさせていただきます。

○委員（大倉裕一君） イベントを企画する所管課とすればですね、先ほど言われた経済文化交流部のほうになってくるんだと思いますけども、道路を、やはり造られたという建設部の責任は、ずっとあるというふうに思います。ですから、その辺り、また市道の1本という形になってくるんだと思いますけども、そういった視点は変わらずお持ちだとは思いますが、そういう視点と、あと市民の間には、やはり本当にこの道路の改良が必要だったのかという思いを持っていらっしゃる方が結構いらっしゃるですよ。そういったところもありますので、今のイベントの担当課と一緒にですね、そのあたりは市民の負の部分、不安といいますか、不満といいますか、そういった負の部分を取り払われるような取組といたしますか、事業をされるときからの取組に対しても、その負の部分がいったんだと思えますけども、そういったことはないように、丁寧な事業の進め方と、今後の対応といたしますか、をしっかりといただきたいというふうに思いました。もう答弁は要りません。

それから、質問を変えて、橋梁の延命化の中で、中谷橋を、何か実施されたというような御説明を聞いたと思うんですが、ちょっと疑問に思ったんですけども、1級河川に架かる橋梁で、しかも国道219号の国道と県道八代中津道線

ですかね、対岸のほうはですね、に架かる橋ということからすると、市なのという疑問なんですけど、県道と国道に交わる部分であれば、少なくとも県道とか、もしくは国道の一部というふうに見ていただいてもいいのかなと思うんですが、今、八代市が管理しとるという経緯も含めて、なぜ八代市なのかというところをですね、お聞かせいただければと思います。

○建設部次長（西 竜一君） それでは、あの中谷橋ができたいきさつというのを、簡単に説明を、まず、させていただきたいと思います。

もともとその周辺にはですね、坂本橋というものがございましたが、高速道路ですね、九州縦貫自動車道ですね、あれを建設するときですね、今の橋梁では、資材等の運搬並びに作業車等がですね、通行できないということで、新たに、その工事をするために橋梁と道路、行っていたいただければと分かると思いますが、もともと昔の県道というのが、油谷川ということで、さかもとワイワイパークのほうにあったんですが、それとは別にですね、山手をぐるっと回る、広い道路を造られました。それが最初ですね、橋梁とその道路というのが、高速道路を造るために造られたと。ですから、あくまでも、その工事が終わればですね、当初は撤去をされるような橋梁ではございました。ですが、先ほど言いましたように、ちょっと今回ですね、災害でちょっと流れてしまいましたが、もともとあった坂本橋というのは、先ほど言いましたように、幅が狭いとありましたので、今の中谷橋をそのまま残してほしいということで、当時坂本町自体にですね、要望をしました。そのとき、併せてですね、橋梁につきましては、今の反対側、下代瀬というところがあるんですけど、今の国道219号側ですね、そこと中谷地区を結ぶ市道としてですね、認定しております。ですので、橋梁のスタートは、そのスタートは国道219号のところがスタートで、ずっと渡って、県道

と共用をして、途中から上に行く道と、先ほど言いましたけど、それから下に行く道があります。ですから、一部県道と共用をしているということで、市道という位置づけになっておりますので、要は、市の橋梁という位置づけで、今まで管理をしているということになります。ですから、どうしても、国道219号、国道と県道、八代中津道線を結ぶ橋梁というふうに見えますが、一部県道と市道が共用しているという区間でありまして、橋梁については市道の一部というふうなことで管理をしているところでございます。

○委員（大倉裕一君） ありがとうございます。大体、私の認識と合致したんですけど、やっぱ、この橋というのは、経緯は分かるんですが、県とか国のほうに所管を移譲するというんですか、そういったところが望ましいんじゃないかなあと思うんですが、そのあたりはいかがお考えですか。

○建設部次長（西 竜一君） できればというところはございますが、あくまでも市道の一部であるということで、西部大橋も市道の一部ということですね。あと、中谷橋も市道の一部、葉木橋も市道の一部ということですね、市で管理するということを決めておりまして、確かに国、県にですね、お渡しすればですね、それだけ維持管理費等がですね、少なくなるというのはございますが、基本的には市道の一部であるということで、市が管理するというところで考えております。

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（大倉裕一君） 意見で、じゃあ、あとは。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。ほかに質疑ありませんか。

○委員（北園武広君） 130ページですね、市内一円公園維持管理事業での、今後の方向性の理由と、改善の取組ということの中に、公園

管理に関する市民の関心やニーズの増加ということで書いてございますけども、今後の予算確保が必要であるということですが、市として何か具体的な構想といいますか、考え方が、今の段階であられるのか、お聞かせ願いたいと思います。

○都市整備課長（一美晋策君） 今後の公園の維持管理の在り方についてということでの御質問かと思います。

今ありましたように、公園自体は、地震の際とかですね、の緊急避難場所になったりとか、あるいは今コロナ禍の中でも、公園で遊ばれたりしてストレスを発散するということで、なかなか有意義であるというような認識で、市民の皆様もですね、広くスポーツ等も利用されているところでございます。

現在、昨年度末は101の公園のうちにですね、78公園についてですね、地元の愛護会の方に公園の維持管理をお願いしているところでございます。こちらについてはですね、従前一般質問でもありましたが、一般の民間委託に比べて、非常に愛護という意味合いも含めてですね、安くやっつけているというような中なんですけど、なかなか、書いておりますように、愛護会の方の高齢化等々も、愛護会はほとんど町内会が愛護会をつくって、管理をしていただいているところなんですけど、高齢化が進む中で、なかなか作業的にもつらいというようなお話も、ちょっと出ています中ですね、何とか地元の方々ともですね、お話をしながら、現状の金額でお願いできないかということで調整を図っているところでございます。こちらについてもですね、その金額が妥当か否かということも含めてですね、今後検討していつてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○委員（北園武広君） これに書いてあります、今後の予算確保というのは、現状の予算を維持

するっていう形で考えてよろしいんですか。

○都市整備課長（一美晋策君） 今申し上げましたように、金額的には非常に安いところなんです、最低限でもその額を確保してまいりたいというところで、できれば、財政等ですね、予算要望のときには、プラスアルファというところで協議をさせていただいているんですけども、なかなか厳しいところもあるものですから、最低限その予算を確保していくというところで考えているところでございます。

○委員（北園武広君） 分かりました。ありがとうございます。

あと1点なんですけど、124ページの、先ほどありましたシンボルロードの整備事業絡みなんですけど、事業の概要の中に、人が歩きたくなるような道路整備ということで記入もされておるわけなんですけど、道路自体は、ちゃんと整備はされたのかなというふうに考えてますけど、電信柱等が、そのまんなかのところに数本あるかと思うんですけど、あれが結構歩きにくいんじゃないかなというふうに考えておるんですが、景観形成支援事業と合致してですね、この事業は、もうこれで完了だろうかと思うんですけど、景観形成の、先ほどの事業と併せて、何かそういった電線の地中化とかいう形の中でののお考えというのがあられたら、教えていただければと思います。

○土木課長（小原聖児君） お答えいたします。

今、委員御質問のとおり、実際の無電柱化といたしますのは、セレクトロイアル八代のところまではできておると。その後、アーケードまでが、ちょっとできてない。今御指摘いただきましたように、歩道の途中にちょっと電柱が支障になっているというところも、実際ございます。

電柱移設の件につきましてはですね、ちょっと事業中にも検討させて、動かせればというところでは思っておりましたけども、今現在というか、実際移設しようと思いましたが、ア

一ケードに向かって右側ですね、右側のほうにNTT管が入っているということで、どうしても寄せられなかったというところで、今現在、道路の反対側のほうにですね、移設のほうをできないだろうかということで、そこの住民というか、市道敷になるのか、民事管に入るのか、ちょっとそのあたりも含めてですね、反対サイドの方に、ちょっとお話を持ちかけているところでございます。

もう1点、無電柱化というのは、ちょっと、なかなか難しいというところで、今考えております。といいますのは、やっぱり電線の管理者、そちらの負担とか、いろいろ、その辺りはできませんので、ちょっと詰めに行くのは難しいんじゃないだろうかというふうに考えております。

以上です。

○委員（北園武広君） 分かりました。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 調書のほうのことなんですけど、八千把地区の土地区画整理事業についてお伺いいたします。

この事業については、相当な期間整備されてきておりますけれども、やがてこの工事事も完了に近い状況になるだろうと思っておりますけども、事業の進捗について、この財源の確保をするという、土地の保留地ですかね、ここを整備して財源確保に努めると、これはどういった意味合いになるんですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 今委員のほうからもありましたように、区画整理事業をですね、国からの、そういった補助金を受けたりとか、あと、自前でですね、皆さんの土地を頂いて、それを保留地というような形で整備して売り出すというようなことで、事業を進めております。

これが売れないと、なかなか事業が展開していかないというところもあるもんですから、一応昨年度末の進捗状況としては90.3%、全

体の事業費ベースでですね、事業として進んでおりますが、なかなか昨年もですね、当初4800万円、保留地を売却してですね、事業を進めていこうかというふうに考えておったんですが、900万円しか売れずにですね、3800万円が、ちょっとこう、売れなかったということで、その分がこう、事業費として使えないということで、不用額あたりも若干多くなってきております。

今、令和4年度をですね、目標に整備をさせていただいているところなんですけど、なかなかですね、今年3月のときには、これに向けて頑張りますというようなことでお話し申し上げていたんですが、なかなか厳しいような状況でですね、事業期間の延伸あたりも含めてですね、県と協議をさせていただいているところで、一応、次に延伸する場合は、それ以上は延ばさないというようなところでやってくれというような御指導もあってですね、事業期間につきまして、一応8年程度を延長を、今視野に入れて、県のほうと協議をさせていただいているところでございます。

以上、お答えいたします。

○委員（福嶋安徳君） ありがとうございます。

今、その保留地というのが、そこを整備して、住宅用地か何かにするということなんですかね。それを面積にすれば、どのくらいあるんですかね。

○都市整備課長（一美晋策君） 全体でですね、一応この44ヘクタールのうち、今申し上げました保留地の処分ということで考えている面積が3万1217平米ということで、今考えているところでございます。

これにつきましてですね、今、処分、済んだ面積が、昨年度末で3万1217平米に対して1万8648平米ということになっております。残りについてはこれからということになるかと思います。

以上です。（委員福嶋安徳君「約半分くらいあつとですたいね」と呼ぶ）

○委員長（増田一喜君） いいですか。

○委員（福嶋安徳君） 分かりました。まあ、いっちょ頑張って財源を見つけて。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（大倉裕一君） 公営住宅施設整備事業でお尋ねしたいと思うんですが、公営住宅施設整備ということで、新築は、なかなか整備ができない状況で、今ある市営住宅を、手を加えて延命化していくようなところと、古い市営住宅については、入居を控えていただいて、解体というような方向で動いているんじゃないかなというふうに思うんですが、今回坂本の豪雨災害で、県から仮設住宅をですね、設置していただきましたけども、この仮設住宅を公営住宅という形に、2年後、3年後、置き換えるような形ですよ、この市営住宅に造れなかったのかという疑問を持ってるんですけども、そのあたり、市のほうでは何か検討なさったかどうかということをお聞かせいただけますか。

○理事兼住宅課長（下村孝志君） ただいまの委員の御質問ですけれども、当初からですね、あの仮設住宅をそのまま災害公営住宅に移行しようという考えの下、造ったという事実はございません。それはありません。

まずもって、被災してすぐ、被災者のほうにアンケート等取りましてですね、全体で40戸ほど造っておりまして、そちらのほうで建設型の仮設住宅として、今回設置いたしました。

場所もですね、なるべく早く建設しなくてはいけないというようなこともございまして、営繕課のほうで場所の選定等を行って、今の八代市民球場、それと、もう少し先の古閑中町のほうに、2カ所設置いたしました。

災害公営住宅となりますと、今回、今復興・復旧のために、復興推進課を中心にいろいろと協議して、地元の方たちの御意見等もお聞かせ

いただいているところでございますけれども、災害公営住宅については、その場所、それと戸数等々、必要な被災者にどれだけ、どこに設置するのかなんかも関係することがございますので、すぐすぐに取りかかるということではございませんで、今後1年ぐらいかけて検討した中で、大体建設する時期としましては2年後、今の仮設住宅が2年間住んでよしということになっておりますので、それから移行する形で、2年後に建設するという手はずになると思います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 考え方は理解したいと思うんですけども、市民の方から、災害仮設住宅、立派なやつができたよね、よかったねという話の中にですね、2年間しか住めんとよねと、延長はあるかもしれんけど、その後解体というような話になるともったいなかねというようなお話も、かなり聞くんですよ。そういう面では、今空いている市営住宅、そういったところも有効活用できたのかなというふうな思いを持っておりました。

個人的に、ちょっと調査をしたところでは、県のほうが3000平米以上のまとまった土地がないと駄目だとか、いろんな条件があったみたいで、八代市民球場の駐車場とか、あとは土地地区画整理されたところの保留地というんですかね、そういったところになったというふうなお話はお聞きしましたが、長いスパンで見たときにですね、氷川町で取り組まれた、熊本地震の後の仮設住宅も町営住宅化されておりましたし、そういうような視点で取り組んでいくといいのかなという思いも持ったところでお尋ねをしたところです。

終わります。

○委員長（増田一喜君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） まず、流用についてです。143ページにですね、道路新設改良費、道路新設ということですので、相手さんがいらっしゃるって、事業が思うように進まない場合、また逆に、思った以上に進んだというようなことから、予算が不要になったり、必要になったりというようなケースはあるのかなというふうなところは認識をいたしますが、元あった節から出しとって、元の節に戻さないかんというふうなですね、ものが、ちょっと多過ぎるような気がします。こういった分については、しっかり、また予算を組まれるときに、計画的な予算計上をお願いできればというふうに思います。

それから、先ほどお尋ねしました球磨川に架かる市の管理橋梁についてですが、先ほど西建設部次長のほうからもありましたように、維持管理の面を考えれば、市のほうから管理を手放してということが、私の中では、そちらのほうがいいのかなというふうな思いを持ったところでは。これまでの経緯については十分理解をいたしますが、市の財務も考えたときに、国や県へのですね、移管を求めているというふうに思います。

以上です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（高山正夫君） 先ほど質問しました西片西宮線について、鋭意努力されていることは十分承知しております。ただ、私、何度も委員会の中で言っているんですけども、西片西宮線が途中までできていることによってですね、狭い道路が抜け道になってしまっているところで、最近また交通量が増えております。実際、つい1週間ぐらい前、人身事故も起こっておりますし、令和5年に延長ということは、令和5年に延びたということは、2年だったです

か、延びたということで、それ以上延びることがないように、ぜひ、また努力をよろしくお願ひしたいと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（北園武広君） 先ほどの公園関係なんですけども、厳しい財政状況だというふうにお察しいたします。しかしながら、やっぱり地域の要望とか、利用者のニーズとかに配慮していただいて、地域のバランスとかもですね、十分検討していただいて、整備関係とかに十分留意して、配慮して対応していただければなというふうに考えてます。よろしくお願いします。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○建設部次長（西 竜一君） すみません、午後ですね、冒頭にお話するべきではございましたが、午前中の説明のところですね、私、誤った数値の説明をしておりましたので、ここで訂正させていただければなというふうに思います。

決算書のですね、141ページのところで、流用の説明をいたしました。道路維持費のほうの備考欄なんですけど、下から2つ目ぐらいのところなんですけど、15節より13節へ流用ということに金額は書いておりますが、ここをですね、私、180万円というふうに言っておりましたので、訂正させていただきまして、1813万1000円の誤りでございました。大変申し訳ありませんでした。訂正させていただきます。

○委員長（増田一喜君） ということでございます。

それでは、これより採決いたします。

議案第98号・令和元年度八代市一般会計歳入歳出決算中、当委員会関係分について、これを認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本決算は認定することに決しました。（「ありが

とうございます」と呼ぶ者あり)

執行部入れ替わりのため小会いたします。

(午後 1 時 4 8 分 小会)

(午後 1 時 4 9 分 本会)

◎議案第 1 0 3 号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

次に、議案第 1 0 3 号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算について、建設部から説明願います。

○建設部長（潮崎 勝君） 建設部、潮崎です。

それでは、議案第 1 0 3 号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算、それと、次の議案でございます、1 0 4 号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の総括を述べさせていただきます。着座にて説明させていただきます。

資料につきましては、八代市特別会計歳入歳出決算書と、主要施策調書その 2 でございます。

建設部では、衛生的で快適な暮らしを確保し、川や水の水質を保全していくため、引き続き面的整備と処理場の老朽化した施設の改築並びに水洗化の普及促進や経営の安定化、効率化を図る目的で、公共下水道事業、農業集落排水処理施設事業、浄化槽市町村整備推進事業を推進しております。

このうち公共下水道事業につきましては、平成 2 7 年度より、特別会計から公営企業会計に移行し、決算につきましては、令和元年度八代市下水道事業会計、利益の処分及び決算の認定を、さきの 9 月議会に上程し、御承認をいただいたところでございます。

したがいまして、本委員会では、農業集落排水処理施設事業及び浄化槽市町村整備推進事業の 2 つの特別会計の決算について、御説明させていただきます。

まず、農業集落排水処理施設事業であります

が、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、施設の故障などを未然に防止し、生活環境の向上を図ることを目的としております。

整備率は 1 0 0 %でございますが、令和元年度末の対象戸数 7 6 5 戸に対し、接続戸数は 6 2 0 戸であり、接続されている世帯の割合は 8 1 . 0 %でありまして、まだ未接続の世帯がありますことから、さらなる水洗化の普及促進に努めているところでございます。

次に、浄化槽市町村整備推進事業では、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業区域において、市が主体となって合併処理浄化槽を設置し、生活排水処理を行うことにより、当該地区の生活環境向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全することを目的としております。

令和元年度末の設置基数は 4 3 2 基、整備率は 6 1 . 7 %でありまして、未設置の世帯がありますことから、今後も引き続き水洗化の普及促進に努めてまいります。

なお、令和元年度末の債務残高につきましては、2 つの特別会計合わせて、前年度から 4 2 6 1 万 3 0 0 0 円減の 3 億 7 8 3 5 万 8 0 0 0 円でございます。

今後も、冒頭申し上げました、事業目的の達成のため、公共下水道事業ともども、さらなる経営の安定化と効率化に努めてまいり所存でございます。

以上、令和元年度決算における建設部所管分の 2 つの特別会計分の総括とさせていただきます。

なお、詳細につきましては、奥村下水道総務課長より説明いたさせますので、よろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） 小会いたします。

(午後 1 時 5 3 分 小会)

(午後 1 時 5 5 分 本会)

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課長の奥村です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第103号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年度における主要な施策の成果に関する調書その2、及び決算書を用いまして御説明いたします。

お手元の主要な施策の成果に関する調書の199ページをお願いいたします。

農業集落排水処理施設事業でございます。決算額合計は、歳入歳出ともに9738万8000円で、実質収支額はゼロ円でございます。

次に、200ページの上段をお願いいたします。

農業集落排水処理施設維持管理費でございます。この事業は、東陽町、泉町の農業集落排水処理施設の適切な維持管理を行うことにより、施設の故障などを未然に防止し、生活環境の向上を図ることを目的としております。

令和元年度の決算額は3334万9000円で、決算の主な内容といたしましては、処理施設電気料329万9000円、マンホールポンプ電気料316万円、マンホールかさ上げなど処理施設整備の修繕費207万3000円、汚泥の運搬、堆肥化など処理業務368万5000円、処理施設管理委託1168万4000円などでございます。不用額が286万4000円生じておりますが、主なものは、工事請負費や電気料、汚泥引抜運搬手数料の残などでございます。

今後の方向性としましては、東陽地区及び泉地区の中心部で実施しており、有効な生活排水処理であり、本事業を継続していくとしておりますので、市による実施、現行どおりといたして

おります。

歳入につきましては、令和元年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして、御説明いたします。

決算書の100ページ、101ページを、お願いいたします。なお、金額につきましては、1000円未満を切り捨てて説明いたします。

まず、款1・分担金及び負担金の、項1・分担金、目1・農業集落排水事業費分担金でございますが、市の条例に基づき、使用者にます設置工事の一部負担として、1世帯につき10万円の負担金を徴収いたしております。令和元年度は2件の設置工事があり、収入は20万円です。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・農業集落排水処理施設使用料では、収入済額が3706万3000円で、料金改定の影響により、昨年度より212万5000円の増となっております。なお、現年分の収納率は、昨年度より0.3ポイント増加し、97.5%でございます。今後とも、財源を確保するため、粘り強く使用料の徴収を行い、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

項2・手数料、目1・農業集落排水手数料は、使用料に係る督促手数料で、収入済額2万1000円、延べ217件分でございます。

次に、款3・県支出金の項1・県補助金、目1・農業集落排水事業費県補助金400万円は、農集排水処理施設最適整備構想策定業務委託の財源でございます。

次に、款4・繰入金の項1、目1・一般会計繰入金は、予算額4803万9000円に対しまして、収入済額が4450万3000円で、前年度より119万円の減となっております。これは、主に元利償還金及び需用費の減によるものでございます。

次に、款7・市債の項1・市債、目1・農業

集落排水事業債は、収入済額が1160万円でございます。これは、103ページの備考欄に記載しております、東陽地区及び泉地区に係る農業集落排水事業の資本費平準化債でございます。資本費平準化債とは、元金償還金を繰り延べ、現在の利用者の負担を和らげ、今後の利用者にも負担を求めるために発行する起債のことでございます。

なお、農業集落排水処理施設事業債の元金償還が4937万9000円でございますので、令和元年度末の現在高は2億9870万3000円で、前年度に比べ3777万9000円減少いたしております。

以上、歳入合計収入済額は9738万7000円でございます。

以上で、議案第103号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。御審議のほどよろしく願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありますか。

○委員（大倉裕一君） すみません、業務の内容が、ちょっと分からないもので、概要を簡潔にお聞かせいただければと思っております。

成果調書の200ページですね、主要な施策の概要の脱水汚泥収集運搬料と、脱水汚泥堆肥化处理委託、汚泥引拔運搬手数料、処理施設管理委託、この4欄分の概要を御説明いただければと思います。

○下水道総務課主幹兼水洗化促進係長（上村和寛君） 水洗化促進係の上村です。よろしく願いいたします。

今、委員お尋ねの、まず一番上の脱水汚泥収集運搬料ですが、これは、東陽町の処理場におきましては、汚泥を脱水して、それを上天草市のほうに運んでおります。その運ぶ、運び賃ということになります。

続きまして、脱水汚泥堆肥化处理委託、これも同じく東陽町ですけど、今申しました、運んだ汚泥を、これを堆肥化してもらうための委託料となります。

続きまして、汚泥引拔運搬手数料ですけども、これは泉町の処理場のほうになります。これは、単純にたまりました汚泥を引き抜いていただくという分の手数料です。

最後に、処理施設管理委託ですけど、これはもう、東陽町と泉町のほうの処理施設、または通常の管理のほうをお願いしています、委託業者のほうをお願いしている分の委託料となります。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 東陽町の分は、上天草市のほうで処理をされているということで分かったんですけど、泉町の分は、どこに持っていて、どこで処理されているのでしょうか。同じ東陽町から、一本化で上天草市で処理されているのでしょうか。

○下水道総務課主幹兼水洗化促進係長（上村和寛君） 泉町の分につきましては、汚泥を引き抜きまして、それを衛生センターのほうで処理をいたしておることになります。

東陽町のほうは、汚泥を脱水して、それを運んで、上天草市のほうで処理しているということで、処理の仕方が違います。

以上です。

○委員（大倉裕一君） 堆肥化をされているということですけど、この堆肥の部分は、委託の内容的には、収入にはならないということですね。そこを確認したいと思います。

○下水道総務課主幹兼水洗化促進係長（上村和寛君） 今委員がおっしゃられたとおり、処分していただいているということになります。

以上です。

○委員長（増田一喜君） よろしいですか。

○委員（大倉裕一君） はい、結構です。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

以上で、質疑を終わります。

意見がありましたらお願いいたします。

○委員（大倉裕一君） 今の処理の内容についてですが、泉町と東陽町において処理の方法が違うということが分かりました。どちらかが費用的に安くつくのではないかなと、私ちょっと、まだ計算ができておりませんが、そのあたりも十分検討していただいて、処理の方法を検討いただければと思います。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決いたします。

議案第103号・令和元年度八代市農業集落排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本決算は認定することに決しました。（「ありがとうございました」と呼ぶ者あり）

◎議案第104号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算

○委員長（増田一喜君） 次に、議案第104号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算について、建設部から説明願います。

なお、先ほどの議案第103号の総括のとき、議案第104号についても一括して、潮崎建設部長が説明されましたので、その部分については省略したいと思います。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 下水道総務課、奥村です。着座にて説明させていただきます。

○委員長（増田一喜君） はい、どうぞ。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 議案第104号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算につきまして、令和元年度における主要な施策の成果に関する調書その2及び決算書を用いまして御説明いたします。

申し訳ありませんが、まず、資料の訂正をお願いいたします。

令和元年度における主要な施策の成果に関する調書その2の202ページ上段の市町村設置浄化槽維持管理費をお開きください。

中ほどにあります、左の財源の繰入金欄をゼロから217へ、右隣の事業収入27150を26933に、また、下段の市町村設置浄化槽整備費の左の財源の国県支出金の欄を217からゼロに、右の繰入金を228から445に、最後に、その下の欄、財源内訳の県支出金浄化槽整備推進事業費県補助金217の削除をお願いします。申し訳ございませんでした。

○委員長（増田一喜君） もう一遍言ってもらえませんか。

○下水道総務課長（奥村勝己君） 202ページ上段の中ほどにある分、左の財源の繰入金の欄をゼロから217、21万7000円。右隣の事業収入27150を26933に。また、下段の市町村設置浄化槽整備費の左の財源の国県支出金の欄を217からゼロに。右の繰入金を228から445に訂正。その下の欄の財源内訳の県支出金浄化槽整備推進事業費県補助金217の行の削除をお願いいたします。申し訳ありません。

それでは、改めまして、お手元の主要な施策の成果に関する調書の201ページをお願いいたします。

まず、浄化槽市町村整備推進事業の決算額でございます。決算額合計は、歳入歳出ともに435万4000円で、実質収支額はゼロ円で

ございます。

202ページをお願いいたします。

上段の市町村設置浄化槽維持管理費より御説明いたします。この事業は、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業区域において、市が主体となって設置した合併処理浄化槽の適切な維持管理を行うことにより、当該地区の生活環境の向上を図るとともに、公共用水域の水質を保全するものでございます。

令和元年度の決算額は2715万円で、決算の主な内容といたしましては、浄化槽設置基数432基のうち、実際に維持管理を行っている408基に係る法定検査手数料157万4000円、浄化槽保守点検清掃業務委託2485万7000円などでございます。なお、財源としては、一般会計繰入金21万7000円、使用料など2693万3000円でございます。また、不用額が134万8000円生じておりますが、主なものは、保守点検・清掃委託料の残などでございます。

今後の方向性としましては、東陽地区及び泉地区の農業集落排水処理区域外で実施している有効な生活排水処理であるため、本事業を継続していくとしておりますことから、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、下段をお願いいたします。市町村設置浄化槽整備費でございます。この事業は、東陽町、泉町の浄化槽市町村整備推進事業区域において、合併処理浄化槽を設置し、生活環境の向上を図るものでございます。

令和元年度の決算額は104万5000円でございます。決算の内容といたしましては、工事請負費93万5000円が主なものでございます。なお、財源は、浄化槽整備推進事業債50万円、一般会計繰入金44万5000円、受益者分担金10万円でございます。また、不用額372万9000円につきましては、合併処理浄化槽の5人槽、7人槽をそれぞれ2基設置

予定としておりましたが、5人槽1基の設置となったことによる残でございます。

今後の方向性としましては、東陽地区及び泉地区の農業集落排水処理区域外で実施しており、有効な生活排水処理であるため、市による実施、現行どおりといたしております。

次に、歳入につきましては、令和元年度八代市特別会計歳入歳出決算書を用いまして御説明いたします。

決算書の116ページ、117ページをお願いいたします。なお、金額につきましては、1000円未満を切り捨てて説明いたします。

款1・分担金及び負担金の項1・分担金、目1・浄化槽整備推進事業費分担金でございますが、合併処理浄化槽を市で設置します際、条例に基づきまして、1基当たり10万円の分担金を徴収いたしております。当初予算額では、浄化槽4基分40万円の分担金を計上しており、浄化槽設置工事が1件でございましたので、収入済額は10万円でございます。

次に、款2・使用料及び手数料でございますが、項1・使用料、目1・浄化槽整備推進事業使用料は、収入済額2747万3000円で、料金改定による影響で、前年度より189万円の増収でございました。なお、現年分の収納率は、昨年度より0.6ポイント増加し、98.2%でございます。今後とも、財源を確保するため粘り強く使用料の徴収を行い、収納率の向上に努めてまいりたいと考えております。

項2・手数料、目1・浄化槽整備推進事業手数料は、使用料に係る督促手数料で、収入済額2万5000円は、延べ254件分でございます。

次に、款3・県支出金の項1・県補助金、目1・浄化槽整備推進事業費県補助金は、前年度に設置した浄化槽に対する補助金で、予算額77万5000円に対し、収入済額は21万7000円で、これは、昨年度設置した浄化槽4基

分の後年交付金でございます。

款４・財産収入の項１・財産運用収入、目１・利子及び配当金は、八代市浄化槽市町村整備推進事業減債基金条例に基づく、基金の利子受入れ分５０００円でございます。

款５・繰入金の項１、目１・一般会計繰入金は、予算現額１５６６万８０００円に対し、収入済額が１４６１万９０００円でございます、前年度より４７８万２０００円の減額となっております。

次に、目２・基金繰入金の収入済額は、予算額と同額の１４０万円でございます。この基金は、将来の起債償還の、償還財源とすることを目的として、旧東陽村及び旧泉村が積み立てていたものを、合併により継承したものでございます。減債基金繰入金として、平成２８年度から令和２年度までの５年で取り崩しを行うもので、令和元年度末の基金残高は１０４万５０００円でございます。

１１８ページ、１１９ページを、お願いいたします。

款８・市債の項１・市債、目１・浄化槽整備推進事業債は、予算額３６０万円に対しまして、収入済額は５０万円で、これは、泉地区に１基設置した合併処理浄化槽設置工事に伴うものでございます。なお、浄化槽市町村整備推進事業債の元金償還が５３３万５０００円で、令和元年度末の現在高は７９６万５０００円となり、前年度に比べ４８３万５０００円減少いたしております。

以上、歳入合計収入済額は４４３万５４００円でございます。

以上で、議案第１０４号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算の説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○委員長（増田一喜君） それでは、以上の部分について質疑を行います。質疑はありません

か。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。以上で質疑を終了します。

意見がありましたらお願いいたします。意見ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、これより採決します。

議案第１０４号・令和元年度八代市浄化槽市町村整備推進事業特別会計歳入歳出決算については、これを認定するに賛成の方の挙手を求めます。

（賛成者 挙手）

○委員長（増田一喜君） 挙手全員と認め、本決算は認定することに決しました。（「どうもありがとうございました」と呼ぶ者あり）

以上で、付託されました案件の審査は全部終了いたしました。

お諮りいたします。

委員会報告書及び委員長報告の作成については、委員長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

小会いたします。

（午後２時２０分 休憩）

（午後２時３０分 開議）

◎その他

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

それでは、次に、八代市議会災害対策会議における部会の活動計画協議に入ります。

本日は、９月９日の八代市議会災害対策会議で、議長より提案があり、皆様に御承認いただきました部会活動を実施するに当たり、まず、第１回目の協議ということで、調査事項、開催

期間等を御協議いただきたいと思います。

それでは、まず、（１）各部会調査事項についてでございますが、基本的に各常任委員会の所管事務調査内容に基づき活動していただくこととなります。

それでは、部会における所管事項について、御意見等ございませんでしょうか。

○委員（庄野末藏君） この計画も、もう３か月ぐらい、災害が発生してからなっとうですたいね。その中で、いろんな議論が交わされて、今の、今度またダムの建設とかなんかいうほうに、方向性が進んどるような状況で、今日も新聞に、熊日の投票欄にしてあったですけど、これまた、地域の住民の人たちも、もう３か月も過ぎてから、今頃何かすっとなんていう話もあったしですね、これも慎重に、何かこう、すべき問題だろうというふうに、私は感じております。

○委員長（増田一喜君） 庄野委員、それはちょっと、うちの活動調査の内容じゃないんじゃないですか。

○委員（庄野末藏君） だけんね、今後そういう形で進めるというのであれば、それも一つの考え方じゃなかろうかなって。という方向に進めていったらよからうばってん。

○委員長（増田一喜君） それについて調査をするちゅうことですか。

今、我々が調査をというのは、委員会の所管内容である部分について、調査をするちゅうことです。（委員庄野末藏君「それで建設とかそっち方面の関係でしょう」と呼ぶ）災害が起きてますので、それに関して、何か我々がお手伝いできるか、何かを提案できるかという部分での協議です。

○委員（庄野末藏君） もう少し、私からすれば。

○委員長（増田一喜君） それはまた、別枠の問題だと思いますけど。

○委員（庄野末藏君） 別枠かもしれんけど、そういうのを踏まえた上で取り組んでほしいかなっていう。

○委員（高山正夫君） 内容的には、確認もありますけども、いわゆる災害ごみ、建設環境関係ございますね。それと、自分が個人的に、個人的ちゅうか、議員としてですけども、単独でいろいろ、坂本町を巡った中でですね、一番話が聞けるのがですね、要は空き家の被災家屋ということで、その空き家でも、所有者が分からない、自分が聞いた限りではですね、所有者は大体分かるとるっていう、近隣の方の意見なんですけど、実際被災地の方の意見だったんですけど。ただ、違うところ言えば、もともと所有者不明の空き家がやられているのをどうするかという、そういう話があったところでもございます。

それと、災害ごみ、これを最終的にどうするのか、そのあたり、ちょっといろいろ御意見を、被災地の方から聞いているという状況でございます。

○委員長（増田一喜君） ほかにありませんか。

○委員（福嶋安徳君） せっかくの機会ですから、被災者の皆さんが生活に密着した家、道路、河川、そういった環境整備あたりは、最も望まれるんじゃないかなというふうに思います。そういったことで、道路整備ができていない、家が、住むのがないとかですね、やっぱりそういった面をきちっと調査したほうが、調査というか、聞いて、どうしたらいいのかというのを、大体目安にして、調査に入ったらいいかなというふうには思いますけれど。

○委員長（増田一喜君） ほかに、部会としての調査事項、そして御意見はありませんか。

○委員（福嶋安徳君） 国道とか県道とか、そういったところは、国・県が整備をするということではっきりしてありますから、皆さんに密着した環境整備あたりがですね、求められてい

るんじゃないかなというふうに思います。

○委員長（増田一喜君） 国、県の管轄であれば、市としては、早くそれを取りかかって、整備してほしいという要望をやってくれるようお願いするしかないかなというふうには思っております。

ほかにはありませんか。

○委員（北園武広君） 先ほど高山委員も言われましたけども、災害ごみの収集状況といえますか、1次が、たしか自宅前で、2次が現地の、設定された場所ということであったかと思うんですけど、そこでの回収の状況を、現地視察ということで、具体的に行ってから、状況等の把握をして、現地の被災者の方々の御意見等を伺ったらどうかあというふうには思います。

○委員長（増田一喜君） 現地視察した折に、そういうお話を聞くかというですね。

ほかにはありませんか。

○委員（大倉裕一君） 活動計画協議について、1から4までしてあつとですけど、私は、（3）が一番先決ではないかなと。災害が発生した1週間後ぐらいに、本来委員会とかで行くべきものだったというふうに思ってるんですが、今回、このような時期になってしまったというのは、残念ですけども、もう、そこから災害発災後、ここまでかなり復興がなされてきている、復興というか、復旧というか、そういう状況の中で、委員会として、同じ状況の中で、一回現場を見るのが一番ではないかなというふうに思っています。そういう中で、高山委員とか、副委員長から話のあった内容を、どういうふうに被災者の皆さんとかみ合わせて、我々が議論していくか、声を聞くのか、そういった場面ばかり出するのかといったところが、また、セッティングされていくところがあるんじゃないかなというふうに思います。

それと、ボランティアの皆さんにもかなり県内各地から来ていただいて、社協あたりとの、

どういう作業をやってもらったとか、そういったところもあってもいいのかなというふうな思いは持っているところです。いろんな今後の防災計画だとか、そやんところに反映をしていくというところも含めていくと、そういったのもあってもいいのかなというふうな思いを持っています。

地域的に、坂本町が重視されるんですけども、二見についても、かなりの被害を受けてますので、二見のほうも併せてお願いできれば、非常にありがたいなというふうに思うところです。

差し当たって、すみません。

○委員長（増田一喜君） 現地視察のほうには、3のほうでありますので、そのときにまた、お話を聞きたいとは思っています。

では、この各部会の調査事項については、今のところ2点、3点かな。

○委員（大倉裕一君） 調査事項については、委員会の枠を超えるということとはできないということで、前段申し上げられたんで。

○委員長（増田一喜君） この間ちょっと、そのルールちゅうか、そういうのについて出てますので、それにのっとってやればいいのかなというふうに思っております。

○委員（高山正夫君） 今、大倉委員が言いましたが、ボランティア関係ですね、ボランティア関係については、いろんな意見を聞くという話だけにとどめといたほうがですね、多分ボランティアのいろんな苦情とかは、文教福祉になつとかな。（委員福嶋安徳君「あんまりそういったところは入らんほうがいい」と呼ぶ）文教かな。所管はそうなるとでしょうから。ただ、ボランティアの方は物すごく情報を持っていますので。

○委員（大倉裕一君） ボランティアは文教福祉が窓口です。だけど。

○委員長（増田一喜君） 対策会議に係る建設環境委員会の想定される調査事項というので、

頂いておるんですけれども、生活環境の整備についてと、それから、新たな都市基盤等の整備についてというふうな部分があるんですよね。この生活環境の整備については、堆積土砂の排除事業とか、災害廃棄物処理事業、住宅応急修理事業、それから応急仮設住宅、市営住宅の入居等々あるんですけれども、これは、それぞれに済んでいるようなやつもあるし、もう終わりがけというのものもあるし、一応こういうのがありますよということで、参考としてもらっているんですけれども、そういうのにのっとってやればいいのかと。議会としてできるちゅうことは、あまりないんじゃないかなと。一番現地の人たちの要望を聞くことが大事なのかなという気はいたします。そして、それを行政のほうにお届けするということだろうかとは思いますが、それでも。

○委員（北園武広君） 確かに建設環境委員会の所管の調査という範囲内ということで、活動はそうなるかと思うんですけども、もう2か月、3か月近くなって、各委員さんたちが現場なりに足を運んで聞かれた内容等を、今日は出し合ってもらって、それを所管の部会のほうにつなぐ、連携を図るというような形でもいいんじゃないかなと、今日の段階はそれでもいいんじゃないかなと。

○委員（高山正夫君） いろいろ現地視察行って、いろんな人の意見を聞くでしょう。その内容は、全て建設環境かつちゅうたら、違うと思うんですよ。要は、文教福祉委員会もあれば、経済企業委員会もあるでしょう。そういうのは、だから一旦、いろんな意見を吸収してですね、それをまた振り分けるというか、そういうやり方もあつとかなと。

○委員長（増田一喜君） そういう意見聴取、どこかから聞いてきた場合ですね、正副委員長合同会議がありますから、そのときにお伝えするというような方法もあろうかと思えます。

○委員（高山正夫君） 被災地の方に、自分たちは建設環境委員会だけちゅうのは通じらんけんですね。

○委員長（増田一喜君） そうです。向こうの人たちは、全部同じように見て、言えば、すぐ伝わると思ってるかもしれないけれども、ちょっと手続が面倒なところもあるんですけれどもですね。

じゃあ、一応部会調査事項は、その程度でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、ただいま御意見をいただきました内容も含め、本件につきましては、今後正副委員長と協議し、最終的には正副議長とも調整を行い、実際の活動を行っていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、（2）各部会の開催及び活動期間についてでございますが、現在被災した坂本町の復興計画を策定する八代市復興計画策定委員会が設置されております。そこで、市議会といたしましても、復興計画に市議会の意見も反映させるためにも、積極的に活動する必要があると考えます。

そこで、他の常任委員会との調整も必要となってきますが、まずは、10月から11月中旬までを活動期間として実施していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

○委員（大倉裕一君） 市災害対策本部と同じレベルで活動していくという考え方でいけば、対策本部が開催されている間は、この部会の活動期間になってくつとじゃなかかなと思います。ですから、今委員長が提案された、一つのくくりとして、中旬をめどに、まずはという活動期間とされるのであれば、それはそっでよかかなと。だけど、それで終わりということになることを意味するのであれば、いやいや、そうじゃなくて、対策本部が設置されとる間はせなんで

しょうという思いはあります。

○委員長（増田一喜君） まず、この１０月から１１月中旬までという設定は、執行部のほうの八代市復興計画策定委員会の答申ですね、答申が１２月末だったかな、末ぐらいには策定されるということだから、それに一応、急遽間に合うように出す部分について、まず、調査ですよ。なかなか難しいのが、市の災害対策本部、それが設置されておりまして、そしてまた、この復興計画の策定委員会が設置されて、そして、うちの部会があると。なかなか関連がややこしいんですけども、一応ここで言っている、この部会の活動というのは、策定委員会のほうに出すやつを整理する。（委員高山正夫君「提言していくという話ですよ」と呼ぶ）提言する、それが終わっても、まだ続きあるから、それはそれとしてやるけれども、部会は一応、その時点で解散したとしても、委員会は残りますから、委員会の中で。

○委員（大倉裕一君） 部会そのまま存続でしょう。議会の災害対策会議が、まだ設置されているということなんで。

○委員長（増田一喜君） いや、一応部会は、そこで終わりでしょう。

○委員（大倉裕一君） ええ、そぎゃん話はなかなかと思いますけど。

○委員（高山正夫君） 部会があろうが、なかろうが、議員としてせないかんことはありますよ、当然。（委員大倉裕一君「せなんことはあつですよ」と呼ぶ）あくまでも、部会っていうところで区切った中での期間ということですよ。要は、部会が災害対策会議ですから。災害対策会議が上にあるんでしょう。

○委員長（増田一喜君） ちょっと小会します。
（午後２時４７分 小会）

（午後３時０６分 本会）

○委員長（増田一喜君） 本会に戻します。

再度お尋ねしますけれども、ほかの常任委員会との調整も必要となってきますが、まずは、１０月から１１月中旬までを活動期間として実施していきたいと考えておりますが、いかがでしょうか。これでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） それでは、御異議なしということでございますので、そのように実施してまいりたいと思います。

なお、実際の開催日につきましては、後日事務局を通してスケジュールの確認をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、（３）の現地視察についてでございますが、先ほど御意見いただきました所管事項を調査するに当たり、現地視察の実施に関しては、いかがいたしましょうか。

○委員（福嶋安徳君） 先ほどから意見が出ておりましたように、調査する事項を決めて、何点かですね、そして、また目的地も併せて決定しながら、そこを目的に行ったほうがいいんじゃないかな。

○委員長（増田一喜君） 特に、どこかここはちょっと視察してみたいと思われる場所があれば、一応御意見としてお伺いしときますけれども、どこかありますか。

○委員（橋本隆一君） やっぱり、さっきも言った、坂本の支所周辺ですね、そこを見ておく必要はあると思いますけどね。

○委員長（増田一喜君） それでは、現地視察については、支所あたりを中心に視察するということで御異議はございませんか。

○委員（高山正夫君） ほかの委員会との絡みもありますので、ある程度、どこどこに、４委員会とも集中してしまったら、広範囲に見れないので、できれば、どの委員会がどこ地区を見ると、主にですね、そういうのは委員長、副委員長の調整を図っていただければと思います。

○委員（大倉裕一君） 現地調査はぜひお願いしたいと思います。その中で、今意見が出ております、そういったところを考慮していただければ、というところで、委員長、副委員長に御配慮をお願いします。

○委員長（増田一喜君） はい、分かりました。それでは、現地視察について再度お尋ねします。現地視察をすることに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

次に、（４）部会開催に当たっての遵守事項についてでございますが、部会活動に当たっては、各委員会所管事項の範囲を遵守すること、ＢＣＰ中である執行部の対応は最小限とすること、すなわち部会資料については、書記が収集すること、現地視察を含む部会における執行部の対応人数は最小限とすること、以上のルールを踏まえ、部会の活動に当たっていただければと思います。

ただいまの件につきましては、御承知おき願いたいと思います。

対策会議のほうの正副議長のほうの気持ちとしては、できるだけ連れていかないと、職員は視察には連れていかないようにしていただきたいというお願いがあっておりますので、そこらを踏まえといていただきたいと思います。

その他について、何かありませんか。ないですか。

○委員（高山正夫君） よければ、調査票のひな形みたいのを作っていただきたい。どういったのを聞くとかですね。ほかの委員会と調整を図っていただいてと思います。

○委員長（増田一喜君） 調査票みたいな、何かこうやるやつね。様式やね。

一応協議して、正副委員長と協議したいと思います。

ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（増田一喜君） ないようです。

それでは、以上で本日の委員会の日程は全て終了いたしました。

これをもって、建設環境委員会を散会いたします。

（午後３時１２分 閉会）

八代市議会委員会条例第３０条第１項の規定により署名する。

令和２年９月２８日

建設環境委員会

委員長